商工だより

創立十周年記念特集號



奈良県商工会議所編

No. 10
1956

◇低金利時代の對策!!

どん〳〵金利が下つてきました。昭和七〳〵九年の**低金利時代**には**預金利子**が三回も下つて居ます。

今は目先の**好利廻り**よりも、長い目でみた**確定利付**のものを選ぶ事です。

左記は從來銀行などの金融機関が全額買つて居たものですが、今度個人にもお申込願える様になりました。

銘柄＼条件	期間	拂込金額	利率（半年毎）	利廻
利付金融債	三年	一〇、〇〇〇円	八分五厘	八分五厘
社債	七年	九、九〇〇円	八分五厘	八分七厘三毛
地方債	七年	九、九五〇円	八分五厘	八分六厘一毛

野村証券 奈良出張所

奈良市東向北町

電話（奈良）六四五一〳〵四番

「皆様の憩いの場所」

①大佛殿五重塔等七堂伽藍を庭の置物の様に見える場所に三笠温泉があります

②遠く十ケ国がどの部屋からも眺められる様に建築されています

③三面ガラス張りの「大佛風呂」は奈良の名物です

④貧血症、神経痛、リュウマチ、婦人病によく効きます

⑤新若草山ドライヴウェイは日本一の景色に恵まれ、奈良観光のすべてを盡す樂しいものです

⑥近鉄奈良駅から八分で到着し、宿泊料は一、五〇〇円です

⑦四季毎にそれぞれ特有の情趣豊かなものです

三笠温泉

土地鉄道、肥料有限会社
開発直営
温泉本社 日本肥料奈良電話 5471〳〵3番
温泉本社 電話奈良 5671〳〵4番

奈良縣銀行協会

南都銀行
日本勧業銀行奈良支店
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

Nichiyo

ニチボー オリオンテックス

必ずお気に召す生地・柄・お仕立

おすすめは このマーク

ニチヨー服

オーバ・ズボン
上衣・学生服

●信用ある一流洋服が 工場から直接みなさまへ

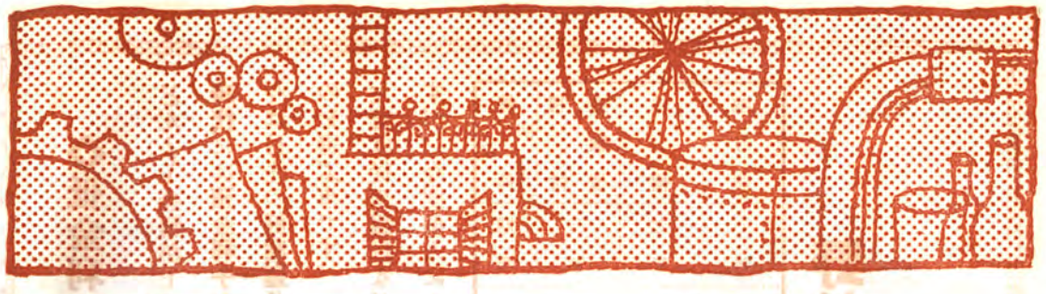
現金値段で・お手軽な **6回払** をぜひ御利用下さいませ

大日本紡績株式会社特約店

発売元 ニチヨー服販売KK
後援 宮島産業株式会社

有利な貯蓄◎中小企業の専門金融

和歌山相互銀行櫃原支店 近鉄櫃原神宮駅前 電話（櫃原）五一五番
和歌山相互銀行奈良出張所 奈良市高天町 電話 三六七七番
太道相互銀行奈良支店 奈良市三条町 電話 六〇五・六一〇六・六一〇七番
太道相互銀行吉野支店 吉野郡下市町 電話（下市）五二五番
太道相互銀行櫻井支店 櫻井町駅前 電話（櫻井）八〇八番
太道相互銀行天理支店 天理市丹波市町 電話（天理市）二八六番
太道相互銀行大宇陀支店 宇陀郡大宇陀町 電話（大宇陀）一五二番
第三相互銀行奈良支店 奈良市三条町 電話 四八七六番
第三相互銀行櫻井支店 櫻井町駅前 電話（櫻井）五二四・七〇八番
幸福相互銀行奈良支店 奈良市上三条町 電話 五四一五・五四一六番
三栄相互銀行 奈良市下三条町 電話 六〇〇六・六〇〇七番
三栄相互銀行高田支店 大和高田市本郷二丁目 電話（大和高田）二八九八番
三栄相互銀行吉野支店 吉野郡下市町千石橋南詰 電話（下市）七五〇番
三栄相互銀行櫻井支店 櫻井町櫻井駅前通 電話（櫻井）三七〇番
三栄相互銀行天理支店 天理市川原城 電話（天理市）四四九番
近畿相互銀行奈良支店 奈良市下三条町 電話 四六五一・四六五二番
近畿相互銀行高田支店 大和高田市本町二丁目 電話（大和高田）三三五六番
近畿相互銀行吉野支店 吉野郡下市町下市 電話（下市）二八番
昭和産業相互銀行奈良支店 奈良市角振町 電話 四五六九番
昭和産業相互銀行吉野支店 吉野郡大淀町下渕 電話（下市）六七番
昭和産業相互銀行櫻井支店 櫻井町大西町 電話（櫻井）六・五〇六番



商工だより第十号（十周年記念特集号）目次

巻頭序言
創立十周年を迎えて……会頭 吉川島次…一

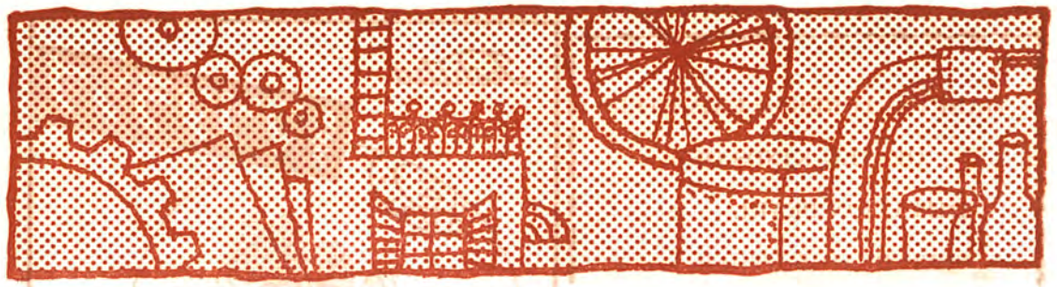
論壇
何物も学ばず何物も失わず……中村貞三…二
中小企業と現行税制……小山実…三
奈良の食べもの……関信太郎…七
この十年……浦上崧…四
温故知新……鈴木角一郎…八
明るい顔と生産性向上……武田鼎一…九

随筆
生むな増すな……夢をもつ男…九
中小企業対策に積極的……無名氏…一一
賣上税絶体反対……日本商工会議所…一三
酒の税金下げるべし……近商連…一三
督促をうけた税金はこうする……近商連…一三

建議と要望
ゲリマンダーなど……一四
世界各国の賣上税の話……一六
経済四團体とは……一七
印紙の貼り忘れ……一七

解説

◆商工会議所は県立ではない、県内商工業者が自主的に作つている団体である。
◆商工会議所は商工業者のサービス機関であり、商工業者の代弁者である。
◆商工会議所は全国四百有余の会議所と繋りがあるのみならず世界各国とも連繋のある唯一の団体である。



企業と経営
自惚は禁物……K生…二
お客さんはお店に何を望んでいるか……廣岡生…三
宣傳上手は商賣上手……一八
言葉づかいでお客は逃げる……一九
肝要なアフターサービス……二〇
神風タクシーボナンザグラム……二〇

紀行
工場見学に同行して……二一

商工相談
株式会社の手続いろ〳〵……二二
税金のことについて……二四
○戰后最良の年？（三十一年度経済白書）……二四
○消費者の声を開く会の模様……二五
○第十回そろばんの祭典前哨戰の有様……二六

創立十周年記念特集記事
1、奈良県商工会議所創立当時の趣意書……二六
2、奈良県商工会議所略史……二八
3、奈良県商工会議所十ケ年間の主な事蹟……二九
4、世界の商工会議所の起源……三一
5、わが国商工会議所の沿革……三一
6、創立十周年記念行事終る……三二
7、十周年目の会議所の動き（年度初めから）……三三
○編……集……後……記……三五

◆商工会議所の会員であることは商工業者の大きな誇りである。
◆商工会議所は特定の商工人のものではない、すべての商工業者に解放されている。

奈良市南京終町二一五
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良六四七一―三番

SSS
積水化学工業株式会社 奈良工場

取締役工場長 松尾潤二

本社 大阪市北区宗是町一（大阪ビル五階）
電話土佐堀（三四〇五―六番
（三三五五―七番

関西電力株式会社 奈良支店

支店長 村瀬精

電話奈良 自四九三一番 至四九三七番

銘木春日杉天井板
尾州檜丸太並に各種造作用材

材辰巨材株式会社

取締役社長 吉田辰五郎

奈良市肘塚町八番地
電話三二六三番

鐵鋼
金物

㊥ 株式会社 ひのり商店

ボールト、ナット製作 ひのり商店鉄工部

本店 奈良市今小路町
電話奈良五七五七番

出張所 近鉄油坂駅前
電話奈良五七六〇番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAGI-GUN
NARA-PRE., JAPAN,
TELEPHONE: NAGAO 29

Toshiba
東芝のマツダランプ



マツダ
東芝商事株式会社
東京芝浦電気株式会社

近畿電気工事 奈良支店

奈良市今辻子町 電話（奈良）3389 2073番

奈良営業所（奈良）2073番
橿原営業所（橿原）721番
吉野営業所（下市）220番

出張所

（郡山）374番（生駒）449番（天理）332番
（柳生）19の乙（王寺）670番（桜井）495番
（畝傍）264番（高田）2763番（橿原）207番
（上市）172番（御所）117番（五條）287番

株式・公社債・貯蓄債券
江口証券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市小西町二八番地
電話六二五五・六二五六番

入木筆本舗
書家用・学校用
畫家用・事務用
筆墨製造卸
草可博文堂
草可秀雄
奈良縣大和郡山市
私書函第四號
電話三六〇番
振替大阪五二八六番

君モ…
僕モ…
品ノ良イ!!

筆墨製造業
寶文堂
奈良市三条小路町
電話一三七一番
振替口座大阪一六一四五番
取引銀行
日本勧業銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
三和銀行奈良支店

印
胃腸良剤
鯛
増田胃腸丸
橿原市川西
増田製薬株式會社
電話天満二番・三番

商標登録
墨
古梅園

巻頭序言

会頭　吉川島次

奈良では明治の中期から奈良実業協会と称え商工会議所の使命に能く似た商工や観光等の事業運営に協力しておられた団体がありまして、法的な商工会議所の設立は非常に遅れていました。それで時々心ある一部の実業家の中でその創立を提唱するものも居ましたが、偶々実業協会の中枢幹部級には会議所としての会員資格のない所謂「羽織白足袋連」が多かつたので、いつもその話が不調に終りました。随つて昭和の御代を迎えても県内には一箇の商工会議所も無いと云う誠に珍しい事例でした。

其の後支那事変が勃発し紛争も段々酣になり遂に大東亜戦争に迄発展したので、愈々官民の間に於ける時局に対処すべき経済連絡機関が必要缺くことができない様になり時の政府の要請もあつて、曾ての実業協会幹部役員の一部等が発起人となり全県下の実業界に呼掛け昭和十八年春始めて奈良県商工経済会が結成誕生致しました。当時役員初め会員の皆様が懸命の努力を尽してその目的のため働いたのであります。併し戦争は不幸の結果に終り折角誕生した商工経済会も僅か二箇年有余にして解散せざるを得ない憂目に遭遇したのであります。それと同時に我国政治経済界は虚脱状態に陥り社会的混乱も亦極に達しましたが、幸い我日本は国連の中最も理解深い米英国の管理下に置れることになりましたので、それから次々と復興政策を実施せられ社団法人として商工会議所設立を認められることになりました。そこで前経済会の有志が相寄り戦後癈頽した経済の再建と本県産業の復興を目指し昭和二十一年十月を期して社団法人奈良県商工会議所を設立し故松井貞太郎氏が初代会頭として其の難局を担任せられたのであります。これが本県唯一無二の会議所の創立で本年茲にその十周年を迎えた次第であります。

年然当時は本県産業界も商工会議所に対する認識も亦極めて浅く、其の運営に就いては相当な困難も伴いまして、私共関係者は屢々全県下枢要地に出向きまして啓蒙に勉めるとか又政治経済界の名士を煩し講演会を開催するなど、随分難行を続けて参りました。松井会頭は翌年そのバトンを二塚会頭に渡され越智会頭の二期を経て、昭和二十八年五月に私がその後を引継ぎ今日に至りました。惟うに私は当所の前身である実業協会時代から商工経済会、商工会議所と連続一貫して役員の末席に驥尾致して居りました只一人でございまして昔を偲び今日を顧み転々感慨無量に堪えぬものがあります。

斯くて昭和二十九年四月新法に基く会議所として新しく発足し今日を迎えましたが、その間歴代の役員諸君や会員各位の絶大なる御支援と御協力を賜りまして御蔭により其の基礎も漸く固まつて参りまして一応その使命を果し得る態勢を整えることが出来ましたのは誠に御同慶の次第で茲に謹んで厚く御礼申し上げます。熟々現在の本県産業界を考察致しますとき企業の殆んどが中小企業で占める関係上金融、税務、労使の問題から小売販売対象等経営上幾多の問題が山積致して居りますことは否定できません。微力ではございまするが茲に既往を顧みこの変転極りない時代の要望に応え善処致す覚悟でございますから、皆様の代弁機関たる当会議所運営につき一段の御鞭撻を賜らん事を懇願致しますと同時に会員皆様の経営せられています事業の益々御繁栄を祈念致しまして私の辞を終ります。



創立十周年を迎えて

中村貞三

こゝに輝く創立十周年を迎えることが出来ましたことは、ひとえに会員各位のなみ〳〵ならぬ御尽力と御協力によるものでありまして、十周年記念はまさにこれら会員各位の汗の結晶といつても過言ではありません。こゝに改めて深く感謝の意を表する次第であります。

顧みますれば本会議所が発足いたしましたのは昭和二十一年十月、恰も戦後の混乱真つ只中であり、一筋の希望の途も見出し得ぬどん底の状態でありました。生活水準は目に余る程低下し産業設備は全く破壊され、日本経済は文字通りメチヤクチヤの状態でありました。こんな時に会議所が生れたのであります。時が時だけに「生みの苦しみ」が一入困難であつたろうと痛感されます。それから十年、日本経済の苦しい歩みは、そのまゝ本会議所の姿でもありました。

それだけに歴代会頭始め幹部各位の御苦心の程が窺われます。私が縁あつて専務理事として就任いたしましたのは恰度初代会頭松井貞太郎氏が在任数ケ月にして去られその後を享けて二塚鞆吉氏が二代目会頭として就任されて間もない頃で、全くの波乱万乗時代であり、続いて越智岩太郎氏、吉川島次氏が会頭の要職に就かれ今日に至りました。

当時殆んど皆無に等しかつた設備機械が徐々に回復し、生産がだんだん高められて行く一方生活水準の上昇によつて投資へふりむけられる部分が増加し他方輸出の増大によつて、日本経済は推進させられてまいりました。輸出産業とは直接的に関係の薄い本県経済界にも、もれなく復興の兆が見えはじめ、さしたる落伍者もなく今日まで目覚ましい再建を遂げてまいりました。

このような経済界の復興に伴い、本会議所も漸く育てられいさゝかなりとも、本県経済再建の為に微力を尽さんものと努力してまいりました。

しかしながら本会議所はなんといつても、いまだ齢わずか十才という少年にすぎません。生みの苦しみをやつと脱したばかりであります。なる程、生みの苦しみは大きいには違いありませんが又一面「創むるは易し治むるは難し」とも古来云われているところであります。動力源に恵まれず大企業の発達する立地条件にも乏しい本県にあつて、産業の発展を望むことは容易ならぬものがあります。かゝる見地からすれば本会議所の苦難の道はむしろこれからであります。農業所得に大部分を依存し京阪神の大企業に少なからぬ圧迫を感ぜずにはいられない本県産業界の将来はまさしくイバラの道であります。財界人、産業人、はいうに及ばず県民こぞつて本県経済の発展に尽力しなければとうていわが県の発展は成し得られないでありましょう。かく考えてみますれば本会議所がこの協力を助ける唯一好適の場として広く働きかけ、本県経済を推し進める担い手として活躍すべき重大な責務を課せられていることは当然なのであります。

苦しみを切り抜け今日めでたく十周年を迎えた本会議所は、更に大きく将来に目を見開いて決意を新たにし会員各位の御尽力と御協力によりまして今後とも本県経済界の発展のために少なからぬ貢献出来ますことを念願してやみません。

（奈良県商工会議所　専務理事）

論壇

何物も学ばず何物も失わず

小山実

戦後十年、最近の経済白書は、「日本経済は、もはや戦後経済ではない。」と述べた。なるほど鉱工業生産指数は戦前の二倍をこえ、輸出も嘗てみない高水準を持続し、消費水準も戦前の水準近くまで回復し、外貨の保有も増え、日本経済も戦後の混乱期を経てようやく安定し、いよいよ拡充と発展に向つて更に前進すべき時がきているという意味では、確かに一つの転換期であり、これを戦後経済からの離脱と名付けるならば、それも一つの考え方である。そして敗戦直後の惨澹たる生活を思い起せば、現在のわれわれの経済生活は、戦前の日本の良き時代の生活と比較すれば必ずしも十分回復したとはいえないまでも、まずまず相当なところまで改善され、ようやく戦後経済の苦しみからある程度解放されたというのが実感であろう。

しかし、この経済面における戦後からの離脱と並んで、政治、文化、教育その他多くの部面における戦後からの離脱が、各方面で問題になつている。戦後の占領行政によつて、わが国の政治、経済、文化、教育その他あらゆる部面にわたつて加えられた変革は、正に無血革命といつても過言ではないほど大きなものであつた。しかもその変革は、必ずしも国民の自主的な意思によらず、占領という外部的な力によつて行われたものが多いために、わが国の実情に即応しない点があつたことは否定できない。こういう占領行政の歪をわが国の実情に沿うように是正することを以て戦後からの離脱と称するならば、これも非常に大切なことである。ただ注意しなければならないことは、すべて戦前の状態に復帰することを以て戦後からの離脱と考える誤りを冒してはならないということである。戦後十年の経験により何物も学ばず、何物も失わないという誤つた態度をとつてはならないことである。

「何物も学ばず、何物も失わず。」とは、いうまでもなく、彼のオーストリア宰相メッテルニッヒが提唱した神聖同盟のスローガンであつた。すなわち、ブルボン王朝の圧政に反抗して自由、平等、博愛の旗印の下にほうはいとして大衆の間に湧き上つた新しい気運は、史上有名なフランス大革命をひき起すにいたつたが、この時流に巧みに乗つたナポレオンは、一介の庶民から出てフランス統一を成就し、更にその卓越した武略によつて諸国征服の手を伸ばし、一時はヨーロッパ全土を席巻しようとする勢であつた。しかし、「暴に代えるに暴を以てした」このナポレオンの盛時も、やがてモスクワ攻略の失敗を境に終りを告げ、諸国で王政復古が相次いで行われ、ヨーロッパ各国の政治情勢は一時少康を保つことができた。この歴史上アンシャン・レジュームと呼ばれる時代にあつて、ヨーロッパの秩序回復の中心となつたのがメッテルニッヒであつて、彼は「フランス革命により、何物も学ばず何物も失わず。」をスローガンとして諸国に呼びかけ、諸国の政体を革命以前の王政に復帰させ、王権の神聖を回復することを最大の目標として神聖同盟を結成したのである。しかし、ナポレオンの武力の脅威は、諸国の協力により除くことができたが、人権の自覚という新しい大きな歴史の流れに目を蔽つて、王権の神聖を回復しようとしたメッテルニッヒの努力は、しよせん正に消えようとするろうそくが最後の一瞬に一段と明るく輝くように、王朝政治にかりそめの華やかさをもたらしたにすぎず、ウイーン会議に集つた列国の使臣が宮廷で華やかに「会議は踊る。」間にも、新しい民主政治の潮流は、ひたひたと足下に押し寄せていたのである。

大分思わせぶりな叙述になつたが、ここで君主制か民主制かなどという政治学上の大問題を論ずる意図が毛頭あるわけではない。ただ、歴史の流れに逆行して一途に昔の状態に帰ろうとすることが、如何に困難であるかということをいいた

かつただけである。われわれは、戦争で多くのものを失つた。更に戦後の占領行政によつて、本来残しておくべきものの中でも可成のものを失つたかも知れない。しかしその反面、戦争中および戦後十年の間に、幾多の得たものもあつたはずである。この失つたものを回復するのに急な余りに、折角得たものまでを捨て去るようなことがあつてはならない。現実のわが国の政治は。憲法改正、再軍備を主張し、教育制度の改革、家族制度の復活、出版の制限を論じ、幾多の問題を提起しているが、これらは、ただ観念的、抽象的に賛成したり反対したりすることで解決できるものではない。国民の一人一人が何を残し、何を捨てるのが本当に最大多数の最大幸福になるかを眞剣に考えなければならないのである。われわれは、メッテルニッヒの失敗を繰り返してはならない。戦時及び戦後の経験からできるだけ多くの教訓を学びとり、良いものは残し、悪いものは捨てることが必要である。今回の戦争のように大きな犠牲を拂いながら、なお且つ何の教訓も学びとらず、再びすべてを昔に戻すの愚を繰り返したならば、一体後世の史家は何と評するであろうか。（三一、一〇、四、奈良県商工課長）

論壇

中小企業と現行税制

浦上崧

一、日蔭の中小企業

中小企業は日本経済の中心である。最近の工業統計によると數の上では国内企業総數の九五%前後を占め、労働人口雇傭率に於て六五%を中小企業が担当し、生産數量に於ても四五%を占める。斯くの如く中小企業の重要性は今更喋々するまでもない。換言すれば我が国産業の発展は中小企業の繁栄なくしては成立しないとも云えるのである。ところが我が国中小企業の現況はどうか？之亦周知の通り恒常的窮境にあると云うのが実状である。曰く中小企業の経営合理化の問題、設備の近代化、企業の組織化、大企業との賃金格差の問題、中小企業金融緩和の問題等々、中小企業をめぐる課題は眞に枚挙にいとまがない。然し累積せる之等の課題を解決する鍵となるのは、中小企業の自己資本の蓄積であり、資本構成の是正の問題であらねばならない。歴代政府は中小企業の育成強化を叫び、中小企業の金融緩和対策を其の重要施策の一として、声高らかに国民に呼びかけて来たのである。処が中小企業対策として昭和三〇年度国家予算で実際に実行されたものは一般会計に於て中小企業診断指導費、相談所、輸出振興等で約一億円程度が増額されたに止まり、財政投融資面に於て国民金融公庫、中小企業金融公庫の貸出ワクが約二割程増額されたに過ぎない。眞にお粗末な申訳的施策でお茶をにごされたと云つても決して過言ではない。私達中小企業者が望んで居るのは、此の様な末消的な金融緩和対策のみではない。もつと根本的な強化育成策を望むものである。中小企業の中心的課題は沢山あるが茲では中小企業の自己資本の蓄積と現行税制について檢討してみたい。

二、中小企業と現行税制

先ず第一に所謂法人所得税と云うものは企業規模の大小にかゝはらず、公平に課税されて居るものであらうか？断じて否と云はざるを得ない。然も国家の育成強化策を必要とする中小企業に於て重く、大企業に於て軽いのである。

今試みに昭和二十九年度の大蔵省調査にかゝる「規模別実効税率調査」をみると次の通りである。

規模別実効税率調査

昭二九、六大蔵省調査
法人税率四二%当時

一大法人（資本金一億円以上）	年度	実効税率
	昭二九上期	二六%一
	ク二八下期	二七%八
	ク二八上期	二八%七
	ク二七下期	二八%〇

（註）実効税率とは次の如きものである。即ち税法に定められた本来の所得から、損金として控除する事の出来る租税特別措置法による処の色々な特典がある。（例輸出所得の特別控除、増資配当の免税等々）之等の特典によつて、本来ならば四〇%課税される営の法人税が、特典の控除によつて課税所得が非常に低くなり、青色申告制度及租税特別措置法を十二分に活用し切つて居る大法人の場合など、実際には本来の所得の二六%程度と云う税額になつて居る。此の様に実際の税額を青色申告及租税特別措置法の特典控除前の所得で割つた歩合を実効税率と云う。

昭二七上期　三二%一

二中小法人（資本金五〇〇万円未満の東京都内の青色申告法人七三六社の昭二九年度の調査結果）

実効税率	法人数	百分比
二〇%以下	一七	二%三
二〇%—三〇%	三四	四%六
三〇%—四〇%	一一二	一五%二
四〇%—四二%未満	四二	五%七
四二%	五三一	七二%二
計	七三六	一〇〇%
加重平均（実効税率）	三九%五%	

三法人税改正後の実効税率予想

（昭和三〇・一〇・一以降）

規模別	実効税率（予想）
大企業	二二—二三%
中企業	二八—三三%
小企業	三四—三六%

右の如く二九年度の法人税の実効税率の実績は、大企業に於ては二六・一%であり、中小企業に於ては三九・五%である。更に法人税率が全面的に新税率を適用された三〇年十月以降の実効税率予想では前者は二二—二三%であり、後者は三三—三六%である。同じく法人に課せられる法人税率に於て何故斯くも一〇%以上の差異が生ずるのであらうか。それは「租税特別措置法」と「同族会社に関する税法の特別規定」の然らしむる処である。

等に分配すると株主は他の所得と合算して累進的な所得税を課税されるので、これをさける爲に利益があるにもかゝはらず、配当をしないで社内に留保し、本来ならば株主等に課せられるであらう処の所得税の課税を回避しようとする行爲につき、その行爲自体は一應認めるが、その代替的課税として、配当せず社内に留保した利益に一〇%の特別課税を行うことに依つて非同族会社の株主等と同族会社の株主との間の租税負担の衡平を期すると云うことにあるらしい。

然し私は次の諸点から「同族会社の留保所得税」に反対するものである。即ち先ず第一に政府は口を開けば企業の自己資本の蓄積を叫び、資本構成の是正をとなへるが自己資本の蓄積の爲に社内留保した利益金で同族会社にのみ留保所得課税が課せられるのはどう云うわけだらうか。同族会社即ち中小企業にとつて眞に酷である。現在わが国には四十余万の会社が経済活動を営んで居る。そしてそのうちの八〇%余は所謂同族会社と呼ばれるものであり、其の同族会社の殆んど一〇〇%が中小企業であるからである。即ち中小企業の大部分が同族会社と云う刻印の下に「同族会社に関する税法の特別規定」と云うマイナス扱いを受けて居る事になる。

「同族会社に関する税法の特別規定」の中には同族会社の留保所得課税、行爲計算の否認、代位納付義務等々色々あるが、茲では同族会社の留保所得課税の問題をとりあげてみ度い。

そもそも同族会社の留保所得税の目的とするところは、会社がその利益を株主

ある。

「租税特別措置法」自体は、日本産業の輸出を促進し企業の自己資本の充実を図り、併せて資本構成の是正を企図する事を目的とするものであるから、中小企業にとつても眞に結構なる法律である。唯其の内容を仔細に檢討すると其の適用に依つて非常な恩恵に浴し得るものは大企業であつて、中小企業ではせいぜい其のおこぼれの一端にしか浴し得ない様に出来て居る。即ち「租税特別措置法」の内容は大企業偏重であつて、中小企業には其の恩恵には十分浴し得ない様に出来て居る。

更に亦「同族会社に関する税法の特別規定」は中小企業にとつて眞に酷である。現在わが国には四十余万の会社が経済活動を営んで居る。そしてそのうちの八〇%余は所謂同族会社と呼ばれるものであり、其の同族会社の殆んど一〇〇%が中小企業であるからである。即ち中小企業の大部分が同族会社と云う刻印の下に「同族会社に関する税法の特別規定」と云うマイナス扱いを受けて居る事になる。

「同族会社に関する税法の特別規定」の中には同族会社の留保所得課税、行爲計算の否認、代位納付義務等々色々あるが、茲では同族会社の留保所得課税の問題をとりあげてみ度い。

そもそも同族会社の留保所得税の目的とするところは、会社がその利益を株主等に分配すると株主は他の所得と合算して累進的な所得税を課税されるので、これをさける爲に利益があるにもかゝはらず、配当をしないで社内に留保し、本来ならば株主等に課せられるであらう処の所得税の課税を回避しようとする行爲につき、その行爲自体は一應認めるが、その代替的課税として、配当せず社内に留保した利益に一〇%の特別課税を行うことに依つて非同族会社の株主等と同族会社の株主との間の租税負担の衡平を期すると云うことにあるらしい。

然し私は次の諸点から「同族会社の留保所得税」に反対するものである。即ち先ず第一に政府は口を開けば企業の自己資本の蓄積を叫び、資本構成の是正をとなへるが自己資本の蓄積の爲に社内留保した利益金で同族会社にのみ留保所得課税が課せられるのはどう云うわけだらうか。適正配当をしても尚且課税の必要ありとせば同族会社に限らず、何故非同族会社にも課税しないのか？租税負担の衡平を叫ぶ傍ら此の様な同族会社即ち中小企業にのみ酷であつて、非同族会社即ち大企業に緩なる措置は、その眞意を解するに苦しむものである。又第三に近時の租税政策の傾向として企業資本充実の目的から、配当所得の減免措置が講じられつゝある。例へば配当所得税率の引き下げ、増資配当に対する法人税免除等が之である。斯くの如く配当課税の減免傾向は、同族会社の留保所得課税の目的とする、株主の配当課税及累進所得税回避の傾向を漸次少くするのではなからうか。次に第四に税法は何故に同族会社について留保所得税を始め、数々の特別規定を設けて他の会社と区別しなければならないのだらうか。それは同族会社自体の特色が、少数の株主其の他の出資者が、その経営を自己の意思のまゝに支配する事ができるので、株主個人と其の経営にかゝる会社の法人との二重の人格にまたがり、適宜悪用されるときは租税政策上極めて重大なる弊害が生じる。即ち少数株主の牛耳る同族会社は二重人格の裏にかくれて、合法的な租税逋脱行爲が行い易いので、之を防止して且つ非同族会社の株主と租税の衡平を期する爲に、法人税法は同族会社に限り留保所得課税と行爲計算の否認等の特別規定を設

けて居るそうである。茲で奇異に感ずるのは同族会社は其の構成上合法的な租税逃脱行爲が行はれ易いからと云つて、逃脱行爲を行つた者も行はないものも、事前に十把一からげに代替課税である処の留保所得課税を課すると云うのは眞に筋が通らない。窃盗しそうだからと云つて、する者もしない者も一律に予め一定の科料を要求されたならば誰かそれに應じる者があるだろうか？又同族会社に合法的な租税逃脱行爲があれば、その時こそ行爲計算の否認の特別規定に依り、逃脱行爲を防止する事は可能である。同族会社であるからと云つてミソもカスも一様に租税逃脱の虞ありとして、予め一〇%の留保所得課税を課するのは余りにも酷ではないか。斯くする事によつて同族会社の株主と非同族会社の株主との租税負担の衡平を期するとは眞に不可解である。数字は正直である。其の結果は前述の通り昭和二九年度実効税率に於て、同族会社即ち中小企業の三九・五%に対し非同族会社即大企業の二六・一%と云う結果となつて表はれて居る。之こそ眞に衡平の不公平と云はねばならない。

以上四つの観点から私は同族会社の特別規定、特に「同族会社の留保所得課税」に反対するものである。

三、結び

以上述べた処は中小企業振興策と現行税制の矛盾の一端を掲げたに過ぎない。現行税制のみをとらへてみても中小企業の強化育成と相背反する処が甚だ多い。税制以外に取り上げねばならぬ問題は無数に山積されて居る。中小企業生産性向上の問題、大企業との賃金格差の問題、中小企業振興策の一環として急を要すべき課題は枚挙にいとまがない。前述の現行税制の矛盾等は正しく氷山の一角に過ぎない。

日本産業の中心的存在であらねばならぬ中小企業が、何故に斯くも冷遇されねばならないのか？大企業の資本的圧力と組織労働者の力の結集とに挟まれて常に溜息をもらして居るのが日本の中小企業である。政治に置き忘れられた「陽の当らぬ谷間」で恒常的窮境に呻吟して居るのが、現在の中小企業の実態である。いつまでも中小企業の振興態勢が整はず、常時大多数の企業が不安と困迷の中に動揺して居る事は、ひとり中小企業者自身の不幸にとゞまらず、また日本産業全体の不幸であり、国家社会全体の健全な発展の爲にも眞に由々しき問題である。

しからば中小企業の振興策をどうすれば良いか。

其の根本は中小企業者の自覚にある。其の力の集結にある。そして先ず第一に政治の貧困、無関心を打破しなければならない。歴代政府は口を開けば中小企業の育成強化を叫び、各政党は必ず中小企業の振興策を其の綱領に掲げて居る。しかし実際面では何等の施策も行はず、手も打たれて居ない。徒に空念佛に終つて来たのが中小企業の振興対策である。中小企業は正に「政治の眞空地帯」であつた。然し中小企業者自身にも問題はある。従来中小企業はとかく日常の生存競争に追はれ、お互同士の泥試合に浮身をやつして、階層全体の利益の爲に力をそゝいで居ない。否力をそゝがうとしない。自らの中小企業全体の爲の力の結集がない。力の結集は自ら盛大なる政治力となる。戦後此の事実を明らかに示して居るのが組織労働者である。総評を中心とする労働團体の力は、今や我が国政治経済の両面に亘つて、何人も無視出来ない大きな存在である。組織の力がどれほど強いかは労組の現状をみれば明らかだ。大企業に圧迫され、労組に脅かされるのみが中小企業者自体の力の結集を図る可きときである。中小企業の自覚に基づく政治力の培養が先ず第一であらねばならない。そこに始めて税制の不合理も改正され、賃金格差の問題も解決され、金融問題など自ら霊散霧消するであらう。

アメリカにも勿論中小企業は沢山ある。然し彼等は縦もしくは横のチエーン組織でよく大企業と対抗して居る。此のチエーン組織の中には資本を共にする強固なものもあるが、單に仕入れ、賣出し、包装紙などを共同して行うボランタリー・チエーンも決して少くないそうである。後者の方は主として商業面に利用されて居るが、これで立派に「横の百貨店」として大資本の圧迫を押し返すばかりか、最近ではデパートの主力を通信販賣に向けさせる程であるとか聞いて居る。

最近各方面に中小企業の政治的結集の企てが報ぜられて居る。まことに当然のことである。むしろ遅きをうらむ感がある。鮎川義介氏を会長とする中小企業総連盟と云うのが其の一つである。全国の中小企業者が團結すれば、国会に五〇人や百人の代議士を送り込む事はわけはない。大企業や労働者の代弁者による半頭狗肉の「中小企業振興策」には食傷した。今こそ中小企業自体の代表を送り出して此の行き詰まつた現状を打破しなければならない。中小企業の繁栄は日本産業の繁栄である。我々は心から之等の運動の健全な発展を期待して止まない次第である。（オリエント膠工業株式会社取締役営業部長）

隨筆　奈良の食べもの

関信太郎

名物にうまいものなしというが、そうばかりでもあるまい、歴史的に古い立派な傳統とかずかずの遺物をかかえ、昔からの観光地でありながら、土産のものでこれはという名物食品の傳はつていないのは不思議なことである。

三代七十余年にわたる奈良の茶人で、代々が筆記した松屋会記にも、茶料理の内で特に名物として今に残つているものがない。

東大寺はじめ一乘、大乘両院の門跡を頂いた興福寺など、幕末までは相当の勢力を維持されていた点からも、何等か賞味に値するものが残つていて当然と思はれる、それが一向に見聞せぬのは、当時の寺と庶民階級との隔たりがあまりに大きすぎて近づけなかつたためであるまいか、奈良は寺どころとして、味噌、豆腐、油揚類などに、ぬきんでたものがあつたに違いない。

東大寺に「結解料理」（ケッゲ、寺ではケッケイという）が傳はつている、今のは普通の精進料理の数々に過ぎない、ただ形式と献立書にのみかつての風情が残つているだけである。

興福寺に「法論味噌」（ホウロミソ）があつた、現在はその名称だけが残つている、先に料亭松利主人は「製法の傳授を受けたが、材料集めと中々手間がかかるので、一二回試作しただけ」というていた、書に、道元禪師の傳、味噌にツブ胡麻を入れ割つた胡桃を入れる、南都法論時用之、と出ている。

明治の末、手貝町の人がこの名称を利用して、古風な容器に似ても似つかぬ味噌を入れて賣出したが、一般向せず数年で中止したこともあつた。

「奈良漬菜」は京都のものに比べて、何だか特別の風味があるとの話で、特製品を造らせて精進好の直勝中村先生に贈つて喜ばれた、現在は製造業者も絶へたようである。

「今市蕪」は帶解町に近い今市の特産で、大和平野の特別大演習に、そのあたり御野立所となつて見出され、明治帝行在所の御料品に選ばれたので世に知られた、それで私方でも試みに毎年京都の冨岡家其他へ数回贈つてみたところ、鉄齊翁から特にうまかつたと礼状に添えて、見事な蕪の画をいただいた、其後あまり名声も廣がらず、産額も伸びていないとは聞いていない。

有名なものに「奈良漬」がある、酒粕の香り高い新瓜の、嚙めばパリパリと音のする圃ごたえのするものは影をひそめ、麹粕を主とする甘いグミグミの漬物となつた、製造も大阪辺が主で大阪漬という方が良い。

料亭「松利のうなぎ」も可なり廣く知られていたが、今は蓁鰻が全盛で、東京風の蒸し燒のフワフワの蒲燒に舌鼓を打つ人が多く、野生の鰻を飼い直し、土佐の炭で、油をたらさずに燒きしめた念入の蒲燒など、顧られない世の中となつた。

また、手軽く各地々々の特色に代表するものとして、菓子の類が巾をきかせている、奈良の「わらび餅」はいつ頃産れたのか代表的のものである、私も好物であるが、今のは芋粉餅で本当のわらび粉をつかつた良心的なものはない、白下（甘藷の液汁に加工したもの）をかけて喰べると、ネットリとした彈力のある舌さわりが、中々に風情がある。

余程以前のこと、三井家主人が奈良に遊ばれて、ある因縁で家父が接待した時、このわらび餅が大変お氣に召して、付添の執事に「こんなうまいものを、今日までなぜ知らなかつたか」と、大いにお小言が出たほどで、早速幾包か東京への土産にされた、果して東京で受けたかどうかは知らぬ。

明治の初め賣茶翁が、風流な荷い道具に餅と、茶具を積込んで、岩草山辺を賣り歩るいたときく「火打燒」も、春日祉の供物倍往（プト）の形が崩れ、味も悪くなつてわらび餅と共に、名だけ残つているわけである。

萬々堂が城戸町にあつた頃「大和餅」という、福井の二羽重餅風のものを賣出し、甚だ評判がよかつた、以前奈良瓦斯の役員田淵氏は絶讃して、会合の都度大阪への土産とされた、また時々大都会の大阪からわざわざ注文の言付も受けた。

「大安寺燒餅」も大正中頃まで、三条通の出店で製賣していた、野趣があつて復興されたら良い名物となるだろう。

上品なものに「青丹によし」がある、粉と砂糖の吟味がたらず割合に値が高い、金沢の長生殿、松江の山川の如く珍重されぬのも致方がない。

料亭むさし野に昭和の初め頃「春日有職料理」が産れた、春日祉に傳わる供物

の様式を應用し、次第に改良されて完成した、相當廣く知られて來たのが料亭会社の解散と共に消えてしまつたのは殘念である。

文人志賀先生が、高田の豆腐屋製造の「がんもどき」を推賞されていたが、製造元のおやじさんが亡くなると共に出來なくなつた。

「奈良茶飯」「若草鍋」など追々有名となつて營業を持續していられるのは心强い、昭和初頃東大寺大鐘の東方に專門の「精進料理屋」ができた、別段に特色がなく二、三年の內に廢業した、近來の好古趣味向上の風潮に乘つて一軒位の專門店が奈良にできても、充分經營ができると思う、飛彈高山の精神料理屋「角正」の如き現在八代目の相續だといつていた。

奈良の高畑は柿樹の多い所であつた、段々切拂われてしまつたが、多くは「鶴の子」という種類である、奈良ホテルのできた頃、猪原支配人が工夫して、上手に澁を合せ、食卓をにぎわせた、邦人よりも遠來の外人に好評を受け賞味されたこともある。

他にもまだ何かあるかも知れぬ、たゞ思出したままに書立てたのである、結局うまいから、安いからといつて、必らずしも名物として殘らず、やはり大衆の好みに合致せねばならぬ、食べものも世の移り變りと共に、趣味も嗜好も味覺までも變つてゆくことは、惜しくもまた淋しくもあるが、一面に變化が面白く興味のあることでもある。

隨筆

奈良の十年

鈴木角一郎

ある歷史家の話によると、日本列島有史以來二千數百年のうちで、今から思うと、その經過中の五十年や百年ぐらいは、どちらに轉んでも大勢に影響ないような時代もあつたが、たとい三年五年でもゆるがせにできない大切な時期もあるという。歷史的な事件によつて、時代と時代との繼ぎ目に當るような年廻りになると、ただの一年といえどもおろそかには考えられないのである。

今から十年前、昭和二十一年は、日本歷史に始めて見る敗戰の記錄の翌年であつた。これ以上の大きい歷史的事件は、すべての日本人にとつて振古未曾有の經驗であつただけに、それから十年というもの、世の變轉これより甚しきはなし、というもなお及ばざる感なしとしない。

昭和二十一年、奈良公園で鹿の一齊調査が行われたところ、戰前、八百頭ないし千頭を算えた鹿が、わずか八十頭にまで激減していたといわれる。從つて、公園を步いて鹿を見受けるのは眞に寥々たることであつた。たまたま一頭見つかつて、觀光客が近寄つてゆくと、鹿は人の姿におじて、森の奧ふかく逃げて行つた。「人はわれらを密殺するもの」として警戒したのであらう。觀光奈良にとつて、全くかなしいことであつた。

ところがあれから十年、おかげさまで、鹿の數は五百頭にまで挽回された。もはや鹿は人間を恐れない。「人はわれらを愛してくれるもの」と信じるようになつたのである。今では鹿は、完全に奈良公園の美しい点景としての地位を回復した。時には、交通頻繁な公園道路を悠々と步きまわつて、團体客が通ろうが自動車が走ろうが、平氣の平左で道を讓ろうともしない。弊社の奈良市內循環バスを御利用下さる各位には、お心あたりがあろうと思うが、道のまん中に、そうした鹿が遊んでいて、バスのクラクションの音ぐらいでは道を讓りそうもない。やむなく車は徐行する。だがお客さまは、にがい顏をなさらない。いかにも奈良らしいユニークな風景としてお許し下さつている。鹿の世界でもこの十年はまさに劃期的であつた。

これはひとり鹿だけの感慨ではない。鹿によつて代弁される觀光奈良そのものの姿もまた驚くべき變貌をとげた。その第一にあげられるのは、手前味噌で恐縮ながら、觀光バス風景なのである。終戰直後の二十一年、人々の心はまだ「觀光」どころの騷ぎでなく、いわんや、長途のバス旅行のごとき、想像もつかぬ狀況にあつた。それが一年一年と、世直りの建設が進むにつれて、各地からの入込みバスが姿を現わして來た。弊社でも春日奧山めぐりが再開され、奈良市內名所めぐりが來訪觀光客を迎えるようになつた。

觀光事業は関係者の熱意如何によつて成果をあげるには違いないが、一方ではその成果があがるにふさわしいだけの客觀情勢が必要である。つまり觀光事業が發展せざるを得ないような世直りが望ましいのであつて、奈良のように典型的な觀光都市では、殊にその世直りが待望されるのであるが、奈良公園に見受けるようになつた觀光バスの數は、ある意味で、その世直りのグラフを示すかのようである。

今年の五月二、三両日、奈良県観光課が大がかりな奈良觀光実態調査を実施されたが、市內今小路町と国道二十四号線上国鉄櫻井線ガードの二ケ所に設けた関所を通つて、奈良公園に入込んだ觀光バスは

五月二日　大阪方面から一一一台、京都方面から三四台

五月三日　大阪方面から九〇台、京都方面から一〇五台

にのぼつた。これには弊社の觀光バスが含まれていないから、純然たる県外からの入込み台數なのである。シーズン最中とはいえ、一日百五十台から二百台といえば、相当大きい觀光バス会社四、五社分の全車輛に匹適するものが、わが奈良公園に入込んだ計算となる。十年前のゼロからここまで発展して來たとは、職種を異にする読者各位にも驚きの種となるのであるまいか。

それも單に近距離のバス旅行ならばともかく、近來、車の足は著しく伸びて、東は愛知、西は兵庫から——これなどはホンの普通のことであつて、靜岡県や長野県からはるばる走つて來たバスを見かけるのである。

これが過去十年間。ちよつと思いついただけでもこれだけの変化がわが奈良公園で見られる。この調子で進めば、次の十年間はたしてどうなることやら。世の中のうつりかわりの激しさに、呆然と驚いてばかりしたり、時勢に乘りおくれて指を噛まねばならないようでは、ひとり觀光事業関係者のみの損失でなく、せつかくの金看板「奈良」のためにも申訳ないことと思う。（奈良交通株式会社社長）

隨筆

溫故知新

武田鼎一

溫故而知新と言う言葉は、論語の爲政篇に在るものですが、溫とは尋ねると言う意味を持つて居て、溫故と言えば、過去の事柄を研究すると言うことに成る訳であります。吾々は、過去のあらゆる問題を再檢討して、改むべきは改め、一層良い將來を形成するよう努力すべきであります。県商工会議所の過去十年間の業績は、戰後の極めて困難な時期に処して輝かしいものがあつたのでありますが、それに一段と磨をかけて、益々華々しい成果を收められんことを、切望して已みません。それには、過去に拘泥しないで、新らしい方途を考案し、躍進に次ぐ躍進を可能にするような工夫も亦、肝要であります。奈良県が、觀光地であるばかりでなく、産業経済の地としても、発展せられんことを祈つて、十周年記念の祝辞に代えます。（奈良県立短期大学学長）

隨筆

明るい顏と生産性向上

夢をもつ男

日本人の労働者やサラリーマンあるいは中小企業者たちの表情は欧米などの同じ職業の人たちと比較しますと、どうも澁い顏をいつもしているようです。

いつたいどういうわけなんでしよう？

それから、日本人にはユーモアがないという言葉もよくききます。

なぜでしよう？

答はいたつて簡單です。

それは生活が豊かでないからです。日常の生活が豊かでないと人間はだれでも無表情になるものです。しかし、これはただの無表情とはちがつて、その顏の筋肉は澁くひきつつて、暗い憂うつな表情に固定してしまいます。

明るい顏

明るい顏をしたいものです。

これは、だれでも、いちように望んでいることです。人間はいつ、いかなる場所でも平和な生活をして心のつり合いを保つことを考えているものです。

その平和な生活ということは精神的にも経済的にも不安のない豊かなくらしのことです。

豊かなくらしのなかにこそ心の平和が生れてくるからです。

みなさん、試みにあなた自身のいろいろななやみを一つ一つ考えおこしてごらんなさい。

たとえば家です。あなたが愛するひとと家庭をもちたいと思います。だが手ごろな家がみつからない。そのため一年も二年も空しく経つてゆく。あなたの心はきつと焦燥にかられるでしよう。

家さえあつたらなあ！

という切ない思いに、あなたの顏はいやでも澁くならざるをえないでしよう。

たとえば進学です。子供さんはどうし

ても、もつと上級の学校へ入つて勉強したいといいます。だがいまの収入ではそれもできません。も少し収入が多かつたら子供の望みをかなえてやることもできるのだが……そういうなやみがたえず、あなたの胸のなかにあつたのでは、どうして明るい顔になることができましよう。

なやみ、なやみ、なやみ、

考えてみると、われわれのなやみの九〇%はお金で解決できることのように思われます。と申しましてもお金が人間の価値を左右するという意味ではありません。現在の資本主義社会では経済というものがわれわれの生活のなかに占める率が、われわれが考える以上に大きいことを指したのです。

豊かな生活ができれば、いまいつた様なやみも解消して、溢い顔は明るい生々とした表情にかわつてきます。しかしその豊かなくらしを営むには条件がいります。

まず第一にわれわれの生活の根幹を形づくつている衣、食、住が常に快的な状態になければだめです。第二には、どのような思いがけない不幸がやつてきても、いつでもそれに対処できる用意つまり蓄えがあることです。この二つの条件を満たすためにはどうしても国全体が富み、そして人々の収入が増えて生活の水準が高まつていかなければなりません。

A、空氣と日光にめぐまれた土地—
B、快的な住居—
C、明るい近代的な備品をそなえた台所—
D、十分の衣類—
E、おいしい栄養價の高い食物—
F、新鮮な野菜、果物や心を休める花—
G、新らしい書物も自由に豊富に購入できる—
H、高い情操を摂取し、溢い豊かな心を養うために、すぐれた芸術にも常に接する—
I、子弟の教育も十分にできる—
J、保健衛生についても心配はない—

これは夢物語りでしようか？

ノー、

西欧諸国は日本に比べて、低くても三倍近くの所得があります。アメリカに至つては、九倍から十倍近くになる計算です。

いまアメリカ人の所得を、日本にもつてきたらどうなるかを考えてみましよう。

一九五四年のアメリカ人の所得は年間一人当り一、八四五ドルになります。これを円に換算しますと、一月五三、九〇〇円になりますが、政府の統計などでは標準家庭を四、五人としていますから、これを四人とみてその家庭一ケ月の所得合計は二一五、六〇〇円になります。

一ケ月二一五、六〇〇円のくらしとは、一体どんな内容をもつものでしようか。

モダンな邸宅に住み、自動車をもち、テレビ、電氣冷蔵庫などは当然備つているでしよう。前記のAからJまでの項目を、いま一度ご覧下さい。その条件がそつくりそのままあてはまる生活が、ゆうゆうとできるでしよう。

アメリカ人は現実に地球上でこの夢物語りを実際に生活しているわけです。

同じ敗戦国で、しかも日本よりひどい戦災を受けたドイツでさえアメリカ人の例のような計算をすると、一ケ月一世帯六七、〇〇〇円の生活になります。これに比べ日本人は二二、四〇〇円のくらしです。何と大きな違いがあるではありませんか。

私達の現実生活は？

ところでみなさん、エンゲル係数という言葉をご存知ですか？

これは十九世紀のドイツの統計学者エルント・エンゲルという人が考えたエンゲルの法則のうち、総生計費中に占める食費の比率を指しているのです。

（ほんとうは食費の比率以外にも住居費とか、文化目的の支出とか衣服費などが総生計費中に占める比率もエンゲル法則のなかの係数として示されるわけですが）

総生計費中に占める食費の比率つまりエンゲル係数が大きければ大きいほど生活は苦しいわけです。

エンゲルは

上流階級—二〇%
中流階級—三五%
人間としての最低生活—五五%

としています。

日本の都会生活者のエンゲル係数は現在五〇—六〇%ですから残念ながら人間として最低生活ということになるわけです。なかにはエンゲル係数九〇%などという人間以下の生活の人もいることが考えられます。文化国家をもつて任ずる日本がいかに貧しいかということがわかります。ですから、いまのままではとうていさつきの夢物語は実現できそうにもありません。しかしこれからなんとかしてその夢物語りを実現させる道はないものでしようか。

もちろんあります。

夢の実現には…

それはみんなのくらしのもとである日本の国の経済を栄え豊かにさせることです。もとが貧乏ならいくら分け方を公平にしてみても各人の取りまえはわずかなものです。もとが豊かでしたら、おのずと各人の分けまえも豊富になることは当然です。そこにこの夢物語りを実現させるカギがあるのです。

そのカギは？

生産性の向上です。

生産性ということは

物やサービスをつくりだすために費したものと、つくりだした物やサービスとのつりあいのことです。ですから生産性を高めるということは、生産のために費すものをなるべく多くすることにほかなりません。

これは経済発展のもつともたいせつな原理であります。

人間は他の動物と違つて、生き方を考える動物です。生き方を考えるところに知慧が生れます。この知慧を働かせて、社会という大きな共同團体のなかでお互いによりよいくらしを実現しようとするところに経済という問題が起つてきました。

生産性が高まると、役に立つて手に入り易いものがたくさんできます。こうなると同じ収入でもそれだけ生活水準は上ります。

またこれを企業主の側からみれば、製品がよく賣れ、もうけがふえますから働く人たちに拂う賃金もふやすことができます。そうなれば、みんなのくらしは当然豊かになつてゆきます。

人類の経済史は、つまるところこういう望ましい状態を実現するための人間の努力のあとだつたといえるでしよう。

随筆 生むなふやすな

七月一日現在で、日本の推定人口は九千万を突破した。一年に百万もふえるのだから、更に十年もたてば、一億に達することとなる。九千万の人口は、中共、インド、ソ連、米国に次いで、世界第五位にあたる。日本は人口では、世界の五大国に列しているわけだ。

日本は、かように人口が多いうえに、国土面積が甚だ狭い。大体米国のカリフォルニア州程の面積に、米国の半分ほどの人間が住んでいるのだ。われわれはそれほどに思つていないが、外国人が日本に來て息ずまるように感じるのは、無理もない。

人口密度、たとえば一平方キロあたりの人口の割合を見ると、日本は、オランダ、ベルギーに次いで、世界の第三位を占める。これは、山の斜面や頂上をも入れた国土面積に対する割合であるから、もし耕地面積を基礎とするならば、日本の人口密度は世界の最高となり、オランダ、ベルギーを遙かに抜くことは、いうまでもない。

日本は山が多い。「耕して天にいたる」といわれるほど山のてつぺんまで耕しても、耕地面積は総面積の一六%に過ぎない。日本の人口問題に理解の深い米国のタムソン博士の計算によると、耕地一平方キロあたりの世界主要国の人口密度は、下記の通りであり、耕地面積に比べて、日本の人口がいかに過剰であるかを知ることができよう。

日本	一、三七五人	英国	九八二人
スイス	九二五人	オランダ	九二二人
ベルギー	八二九人	イタリア	三六〇人
インド	三〇三人	ニュージランド	二四四人
フランス	一九六人	スウェーデン	一八八人
スペイン	一七六人	アメリカ	一一二人
オーストラリア	五七人	カナダ	三六人

これによると、日本はオーストラリアの二十四倍、米国の十一倍、インドの四・五倍、イタリアの四倍、ベルギーの一・六倍、オランダおよびスイスの一・五倍にあたる。国土の総面積および耕地面積が狭くて、人口の過剰であることは、宿命的な日本経済の基本条件であり、すべての産業建設も、経済政策も貿易の問題も、国民生活の問題も、この基礎条件を無視してはならない。何でもかんでもアメリカのまねをすることにも、深い反省を必要とするのであろう。

◉商工会議所、という所は

▲商取引の御相談の場

あらゆる商取引の御相談には、最も便利で親切な機関であります。

賣りにも、買いにも、せいぜい御利用下さい。

取引の紹介や、斡旋、信用調査など、その他一切の御相談に應じます。

時には会議所では、とても出來ない御相談でも、適当な機関を御紹介して、御便宜をお図り致して居ります。殊に販路拡張のため、又は新らしいセンスの商品仕入のため、全国各地の商工会議所と密接な連絡をとつておりますから手軽に御利用願えます。

何はともあれ、時々御出になつて、事務局とお心易くなつて頂くことです。

要望

日商積極的に乗出す

経営概算数百億円の確保を建議

日本商工会議所では、中小企業振興の基本策樹立を促進するために、去る七月十七日、全国各会議所の責任担当者を招集して、中小企業委員、商業対策委員の合同会議を開催、全国からの出席者三十八名

同会議には日商から

中小企業振興基本策の樹立実施とその財源確保に関する建議案

が提出されて討議が行われた。

建議案の趣旨　中小企業の振興については政府並に各政党においても、常にその重要性を強調し、諸般の対策実施に努力されつつあるが、遺憾ながら未だ根本的な対策確定されず、依然として混迷のうちに糊塗されつつあるのが実情である。

わが国の中小企業が、輸出産業、重要産業関連産業及び生活必需物資関係産業として、また物資流通を担当する商業として、わが経済に極めて重要な役割と地位を占めていることは周知の通りである。しかして過去において中小企業の雇用吸収率は大企業のそれをはるかに上廻つており、将来においても経済自立五ヵ年計画によれば、雇用の増大を中小企業部面に期待せねばならないことになつている。従つて、生産と輸出の増進を図り、雇用を増大し、農村の二三男対策の解決を含めて失業者の解消を図り、もつて、わが国の経済自立を達成し、国民生活の向上を期するためには、中小企業の根本的飛躍的な振興策を確立し、遂行することが何よりも喫緊といわねばならない。

よつて我々はここに、中小企業振興の基本策を樹立し、必要な財源を確保することにより、その基本策を遂行するために、中小企業振興基本法を制定し、中小企業問題の抜本的解決を図らんことを、政府並に政党に対し建議するものである。

中小企業振興基本法案の要綱は次の如くである。

基本策の確立

①事業活動分野の確保。②市場の開拓。年間所要経費概算五〇億円。

①官公需の発注。②組織化の徹底。年間経費概算五億円。

①金融制度の完備。（金融及び信用補充制度を整備し、国及び地方公共団体のこれに対する投融資に確保するとともに、金利、料率の低減を図る）。年間出資経費概算二〇〇億円。

①設備の近代化、年間経費概算一〇〇億円。

②経営技術の向上。年間経費概算九〇億円。

③共済制度。年間経費概算五〇億円。

財源の確保

右基本策実施に要する概算経費数百億円の財源確保は

一、国においては法人税収入の二割

一、都道府県に於ては事業税収の二割を充当するものとする。なお右の基本策の具体的事項を審議するため内閣に「中小企業振興審議会」、通商産業省及び地方公共團体に「中小企業対策推進委員会」を設置するべく提唱している。

◉商工会議所、という所は

▲商工業者の不平や不満のすて所

商工業界の世論は、商工会議所で取り纏め、最も公正な、そうして力のある意見として、政府や、政党、地方行政機関などの施策の上に反映、実現を期しております。

お互個々の意見は到つて無力です、自分のことでも、業界のことでも、身近な不平、不満に至るまで、公の利益となれば、なんでもどしどしお申し越下さい。

会議所では利害を同うする業種別の部分があり、又特別に必要な部門には夫々委員会があつて、皆様の要望や、御意見を取り纏めて調査、研究討議の上強力な会議所の意見として関係筋に建議、陳情、要望しております。

要望

賣上税絶対反対

近畿商工会議所連合会

政府に於ては昭和三十二年度を期し税制を大巾に改正し、その中には賣上税創設を意図せられているように傳えられております。

近來税制の改正が直接税を軽減し間接税を以てこれを補充する傾向にあることは国民経済の現状から必ずしも反対する理由はないと考えられますけれども、賣上税を創設することはその影響するところ極めて大きく、われわれの到底首肯し難いものであります。

予想される賣上税が取引の段階毎に課税されると致しますならば、一貫メーカーが直賣する場合と單一メーカーが問屋卸賣業及び小賣業を通じて販賣する場合とではその商品價格中に占める税負担には著るしく差異を生じ、又市況の変動に対処する資本力の強弱により税負担を最終消費者に轉嫁することが可能な場合と不可能な場合を生ずるなど、資本力の弱い中小企業に対し極めて不利な課税となることは拒めない事実と思うのであります。

曾て繊維税創設を企図された場合に見られた如く、今日中小企業の間には賣上税創設を憂慮する声は極めて深刻なものがあるのであります。

関係方面に於かれては、こうした経済界の実情並びに意向を充分勘案され賣上税創設は是非取止められるよう格段の御配慮方を賜りたく要望致す次第であります。

要望

酒税率引下げ問題に関する善処方要望

近畿商工会議所連合会

本連合会におきましては過般事務局長会議を開催、全国事務局長会議提案事項を中心に当面の諸問題につき協議致しましたところ、偶々酒税率の引下げ問題（左記提案理由参照）が上提せられましたが、本件は丁度日商税制委員会が明年度の税制改正に備え、目下税体系を綜合的に檢討中のようにうかがつておりますので、右税制委員会審議の際に、是非添付意見を併せ勘案し然るべき御善処方を賜りたく此段御願申上げます。

記

一、酒税率引下げ要望の提案理由

酒價が他の物價に比較して非常に高額であるのは、酒税が高率に過ぎるからである。中でも清酒は終戦後における稀少性による闇價格を基準とした高率の（他の酒類より四割以上も割高）の酒税の儘となつている。

清酒は永い傳統を有する国民酒として大衆の等しく愛好されているところであつて、一般消費者からも酒價値下げを要望する声が高いので、この際是非共高率なる酒税を引下げ、妥当なる酒價維持に努力せられたい。

尚目下臨時税制調査会間接税分科会に対し酒類業八團体より各酒類総平均において二二%の増産並びに三〇%以上の減税を行われたい旨の陳情が行われている。

解説

督促を受けた税金はこうする

一 はしがき

税金の督促は納期限を経過して未納となつている税金の納税を催告し、それによつて指定された期限までに完納されないときは延滞加算税を加算して徴収し、また差押えにはじまるところの滞納処分を開始することを予告するためになされるものである。

中小企業の経営者の多くの人々にとつて、「税金の督促」は避けがたいことの一つである。

この税金の督促をうけたが、即時に完納することができない場合には、どのような履行請求を緩和する措置が認められるかを概略説明してみたい。紙面の都合上国税の場合の取扱に限つた。

なお督促とは異るものであるが、本来の納税義務者以外の者で、法律の規定によつて補充的納税義務（いわゆる第二次納税義務）を負う者に対して、その履行を求める「納付通知」によつても期限が指定され、その指定期限をすぎても納付されないときに、滞納処分が開始されることになる。

この納付通知に対して即納困難な場合の履行の請求緩和についても、督促の場合と同様である。

二 納付委託——手形で納める方法

現金よりも手形、小切手の操作によつて営業資金を動かしている企業者にとつて、手形で税金の決済をすることができれば極めて好都合であるというので、法律により認められたものが国税徴収法第九条ノ二の規定による納付委託の制度である。

1 納付委託の意義 国税を納付することのできる証券の種類は法律によつて狭い範囲に制限されていた。先日付小切手、後日拂の手形で税金を納付することは全然認められず、單に実務上の便宜的取扱として、証券の差押えあるいは一時預り等の方法がとられていたにすぎない。従つて有價証券をもつている者は自らそれを現金化して後、納税をしなければならなかつた。この納税者が本来自身でなすべき有價証券の現金化とその現金による税金の納付手続を税務署員に委任し、その委任をうけた税務署員は納税者に代つてその証券を取り立て、受領した現金で納税手続をすませるという、納税者と税務署員との委任契約を法律上の手続として認めたのが納付委託の制度である。

2 納付委託のできる場合 小切手や手形を差し出せばいつでも認められるものではなく、納税者の利益と徴税の公平、徴収手続上の便宜とが調和する場合に限られるのであつて、つぎの場合に、納税者が最近のうちに取り立てが確実な証券を提供して委託の申立てをしたときに認められる。

㈠ そのままでは税金納付に使用することができないが、支拂人に呈示すればただちに現金化することのできる手形、小切手を提供したとき。

㈡ 徴収猶予、執行猶予（いずれも後述）期間中に納税計画の裏付けとして証券を提供したとき

㈢ 徴収猶予、執行猶予を認めることができる条件に類似した納税困難な状況にある滞納者が証券を提供し、その委託を受けることが差押え公賣処分を強行するよりも徴税上便宜であるとき

3 納付委託に使用できる証券 ただちに国税の納付に使用することはできない手形、小切手のうち、次のもので額面金額が滞納税金の範囲内のものに限られる。

㈠ 税務署が取立て委任をする銀行（再委託銀行という）と同一の手形交換所に加入している銀行（所在地の銀行という。以下同じ）を支拂人とし、再委託銀行名による特定線引の小切手であつて、納税者自身が振り出して委託をするものは、税務署長を受取人とする記名式のもの、廻り小切手を納付委託するときは、納付委託者が税務署長あてに取立て委任の裏書をしたもの

㈡ 所在地銀行を支拂場所とする手形であつて、納付委託をする者が約束手形または自己宛爲替手形を振り出して委託をする場合は、税務署長を受取人として指図禁止としたもの納税者が「廻り手形」を委託しようとする時は、委託者が税務署長に取立て委任の裏書をしたもの

㈢ 再委託銀行の加入している手形交換所に加入していない銀行を支拂人とした小切手または支拂場所とした手形であつても、再委託銀行を通じて取立て可能のものであつて、1、2のような名宛、裏書等をしたもの

4 納付委託の手続および効果 納税者が提供した有價証券が3の条件にかなうものであり、取立て費用が合わせて提供された場合には、税務署員はその委託を承諾し、証券と引換えに「納付受託証書」を交付する。しかしこれで納税が済んだことにはならない。税務署が再委託銀行を通じてその証券の取り立てをし、その取立金を委託者の名

で納税手続を済ませたときに、委託者のために納税があつたことになり、正規の領収証書が交付される。従つて督促された税金を即納することはできないが、手形の融通はつくという場合には、だいたい支拂期日が六カ月程度後に到来するもので取立て確実な手形、小切手にその取立費用を添えて委託の申し出をすればよい。その提供された小切手の振出人、約束手形の振出人、爲替手形の引受をした支拂人、手形の保証人等が、それまでに手形、小切手を不渡りにしたようなことがないかぎりだいたい取立て確実なものとして取り扱われている。従つてできるだけ早く資金繰りの見透しを立てて、税務署と相談することである。

なお納付委託をうけている税金については滞納処分をすることが禁止されているが、一たん納付委託をうけても、その証券の取立てが困難と認められるような事態が生じた場合は、税務署はその受託を取り消して滞納処分をすることになる。

三 徴収猶予——分割納付

督促をうけた税金が即納できない理由が、つぎのような特別な事由によるものであるときは、納税者の申請にもとずいて一年以内を限りその納税困難な税金のうち、その特別な事由に原因がある部分の徴収が猶予される。

1 猶予の事由

㈠ 天災、地変等の災害または盗難で資產を失つたこと

㈡ 本人または家族の病気で多額の費用を要したこと

㈢ 事業の休、廃業によつて資金不足を生じたこと

㈣ 事業上甚大な損失をうけて資金不足を生じたこと

㈤ その他、右と同様程度の事情があること

2 手続 徴収猶予を希望するときは、法定の申請書に必要な事項を記載し、猶予申請事由を証明する書面、将来の資金繰りの見込み等の資料を添えて提出しなければならない。税務署ではその実情を調査した上で、許否の決定をする。その決定に不服であれば異議の申立ができる。

猶予税額が五万円を超えるときは、原則として担保物を差入れるか、保証人を立てることが必要となるから、その準備も必要である。

3 猶予の効果 徴収猶予がされると、一定期間中強制的徴収をしない。

またこの猶予期間中は、猶予された税金を分割納付させることを原則的な取扱いとしている。従つて猶予の申請に当つては、分納の計画を立てておかなければならない。この分納計画の裏付けとして、一の納付委託の制度を活用することが双方にとつて便宜であるし、実際にも徴収猶予と納付委託は相互に関連して取り扱われることが多い。

徴収猶予期間中は強制徴収をしないことの外に、猶予税額を完納したときの納税者の財産状況を調査して、猶予期間中の利子税、延滞加算税を免除されることがある。しかしこれは全額が当然に免除されるものではない。

4 猶予の取消 せつかく徴収猶予の許可をうけても、分納計画を履行しなかつたり、担保の提供または増担保の要求にを應じなかつたりすると、猶予を取り消して滞納処分を実施されることになる。従つて一たん決定した分納計画の履行には、不断の努力を要する。事情が急変したときは、すぐに税務署員と相談することが大切である。

5 その他 徴収猶予には前述の外、政府の課税処分が一年以上遅れた場合、一地域の大部分に及ぶような大規模な災害があつた場合の徴収猶予があるが、紙面の都合上省略する。

四 執行猶予——公賣の猶予

1 執行猶予の要件 督促をうけた税金を指定期限までに納付することができなかつたために、とうとう財産の差押えをうけた場合に、国税徴収法は滞納処分の執行猶予という制度を定めている。これは差押え財産を公賣すれば納税者の事業の継続が不能または困難になり、しかもその事業は好轉の見透しがあるので、現在公賣処分をするよりも事業好轉後の納税を待つた方が徴税上有利である場合に、税務署の判断で公賣処分を猶予するものである。納税者から執行猶予を申請することは認められない。しかし実情を申し出ることはできる。

2 執行猶予の効果 公賣処分が一定期間猶予される。従つて場合によつては、他に差押え等がなされることもある。猶予の最長期間は二カ年までである。分割納付、納付委託の利用、利子税、延滞加算税の免除等は徴収猶予の場合と大差ない。

五 その他

滞納者について生ずる納税困難の事由は、前述の法定の条件にあてはまるものばかりではないことは当然である。従つてこの場合の取扱としては法律上徴収猶予、執行猶予を許可することができない場合でも、その納税困難の事由に酌量すべきものがある場合には、実情を調査の上、法律上の措置としてではなく、事実上の取扱として滞納処分を見合わせて分割納付を認めている。この取扱には利子

税免除等の法律上の特典は與えられないことが原則である。

六　結　び

以上、要するに税金の督促をうけて即時納付ができない特殊な事情がある場合には、少しでも樂に納税することができるような途が法律上も認められており、また納税者の個別的実情にかなつた滯納整理を進めることが国税徴收事務運営の基本方針とされていることでもあるから、納税者としては十分にその実情を説明し、税務署員の指導に從つて納税の努力をするという積極的協力的態度がとくに望まれる。（国税庁徴收課竹下重人）

解説　ゲリマンダー

選挙区を自党の都合のよいように改変すること、米国マサチューセッツ州知事エルブリッジ・ゲリーが一八一二年に改正した同州の選挙区の形が、サラマンダー（サンショウ魚、または火中にすむ奇怪な傳説上の動物）に似た奇妙な形にゆがめられたことに因んで、この言葉が生れた。

一事不再理の原則　不再議ともいう。会議体の議事運営を合理的にやるために認められているルールで、つまり、ある事柄に関し一旦議決または決定があつて、その会議体の意志が決つた以上、同じ事柄を重ねてもう一度審議議決し、または決定することができないという趣旨のもの。

解説　世界各国の賣上税

自由党はさきの総選挙で減税を国民の前に公約した手前、何んとか処理せねばならぬ土壇場に來ている。このため政府は所得税などの直接税を減らし、それによつて生ずる歳入減を何によつてか補てんせねばならず、そこで現われたのが賣上税である。

去る四月十八日大藏省は臨時税制調査会（有沢廣正東大教授他二十余名の学識経験者によつて組織されている）に「西欧に於ける賣上税の資料を提出しこれに対する審議答申を依頼しているがその中に西欧十六ケ国のうち十一ケ国が賣上税を採用し、いづれも重要な歳入源をなしてるので、各国ともこの制度を促進しつつしても、政府の意図するところを覗い知ることが出來る。

では問題の「賣上税」とはどんなものであるか、大藏省が臨時税制調査会に提示した西洋各国の賣上税について大略解説して見よう。

まず総括的に言えば納税義務者を製造業者から卸業者、小賣業者と製品の移行する各段階毎に課税する複数段階方式と、製品の移行するある段階例えば製造業者とか卸業者とかの一段階においてだけ單一段階方式の二種類に分けることが出來る。

ノールウエイ　こゝは單一段階課税であつて小賣業者が納税義務者となつている。品目は原料や部品の十品目を除いて、すべての商品、輸入商品が課税の対象となつている。税率は一〇パーセントで全国税の三〇パーセントの歳入源となつている。

スイス　第二次大戰中に創設されたもので、納税義務者は製造業者及び卸業者（又は小賣業者）となつている。課税の対象品目は原料輸入品を除いたすべてのものが対象とされている。税率は六%乃至四%で租税収入の二五%を占めている。

イギリス　これも第二次大戰中に創られたもので、納税義務者は製造業者と卸業者となつている。課税品目は日用衣料品、実用品、輸出品などは免税又は五乃至一〇パーセントの税率であるが、毛皮の衣料、帽子、手袋などになると九〇%、絹織物三〇インチを超える敷布等は六〇%、以上は繊維品についてのべたが、各品目について夫々税率が定められている。

フイルランド　一九四一年の創設で納税義務者は製造業者、輸入業者となつている。課税品目からは内国産のもの、輸入商品で原料と部品、輸出品の大部分の繊維品を除いている。税率は製造業者による再生産物は二〇%、輸入品は二五%となつて税収入の三〇%を占めている。

フランス　こゝは付加價値税で第一次大戰の産物である。納税義務者は物品の最終製造業者または加工業者物品に自己名義の商標をつけ販賣業者、輸入申告者、サービス業者となつている。課税品目から生産者または製造業者が行う販賣取引、輸入取引で製造、加工せずに轉賣する商業者、直接消費者に向けられる食料品等は免除されている。税率は一般取引一九・五%、特定取引一〇%、大衆取引一二%、サービス供與税八・五%となつて全税収入の四六・七%である。

イタリヤ　こゝは取引高税で一九一九年の創設である。納税義務者は製造業者、卸業者、小賣業者及び輸入業者となつている。課税品目中銀行預金、借入金返済、輸出取引が免税されている。他は一切の取引サービス、動産不動産の賃貸借まで課税の対象となつている。税率は基本税率三%（但し小賣販賣は一%）偕修品は四乃至八%、全収入の二四・八%である。

西ドイツ　こゝも取引高税で一九一六

年に創つている。納税義務者は生産者を含む国内に於いて物品の取引をする営業者及び輸入業者である。課税品目中特定物品の輸入及びそれに関連する取引を免除している。税率は一般取引四%卸賣取引一%、輸入品は六%で全収入の三一・四%となつている。

カナダ　この国も戰時財政をまかなうために一九二〇年に創設しているが納税義務者は製造業者だけに負わせている。品目は輸入品やパン、チーズなどの生活必需品を除いたすべての商品と輸入品に課している。税率は一%である。

解説　経済四団体とは

問　よく耳にしますが、経済四團体とは何々を言うのですか。

答　日本商工会議所（略称日商）、経済團体連合会（略称経團連）、日本経営者團体連盟（略称日経連）および経済同友会の四つのことです。

問　日商と他の三團体とは少し性格が違つているようですね。

答　そうです。日商は商工会議所法に基づく特殊法人で、その実質は、全国的な地域的総合経済團体であり、いわば商工会議所の会議所です。

経團連は、一口でいうと経済界の各部門の連絡協力によつて国民経済の健全な発達を促すことを目的とし、主として業種別全国團体をもつて組織された任意團体です。日商が地域的総合経済團体であるに対し、経團連は業種別團体の総合体である点が特長であります。

問　日経連はどうですか。

答　日経連は、経営者團体の連絡提携を図り、主として労資関係の健全な発達を推進することを目的として地方別経営者團体と業種別経営者團体とで組織された任意團体であります。

経営者團体とは、労働者およびその他の従業員を雇傭する経営者の團体で、それには関東経営者協会、××県経営者協会といつた地方別團体と、日本鉄鋼連盟とか、石炭鉱業経営者協議会とかの業種別全国團体とがあり、これを総合したのが日経連であります。

問　次に経済同友会について

答　経済同友会は、経済人としての職能的立場から、わが国経済の進歩と安定を図り、あわせて会員相互の啓発親睦に資することを目的として組織された社團法人組織の團体であります。会員としては、進歩的な事業経営者経済補助者および経済團体の役職員を包容し、比較的新進の実業家を結集した点が特色であります。（O）

解説　印紙の貼り忘れ

▼こんなことて罰金を▲
▼とられては損てすよ▲

受取証書、判取帳、委任状、借用証書などの証書や、帳簿に対しては、税法に定められた収入印紙を貼ることになつています。これを一寸した不注意から貼り忘れたり、故意に貼らなかつたりして、後日発見されると脱税で処罰され、多額の罰金をとられることがありますから、注意して下さい。また印紙は貼つたときは必ず消印することを忘れないようにして下さい。消印をしないで再度使用できるようにしておくと、不消印犯で処罰されます。

なお、我々が平素作る証書や帳簿の印紙は、大体つぎの通りです。

◇受取書　一通三千円以上のもの　一〇円
◇判取帳　一冊一年以内付込みのもの　二〇〇円
◇委任状　一通ごと　五円
◇借用証書
三万円以下のもの　二〇円
一〇万円以下のもの　六〇円
五〇万円以下のもの　二〇〇円

◉商談ご案内

商工会議所の商工相談所へは全国各地をはじめ海外からも商取引の照会が寄せられています。本所では、これら業者からの依頼を一手に引受けて、国内、国外を問わず信頼される商工会議所の会員の紹介や商取引のあつせんに努め、会員各位から非常な好評を得、奈良県商工業者の発展に大きな役割を果しています。

経營 自惚は禁物

一、のれんに自惚れては居りませんか
うちは昔から柄の店だ、○○会社の一手販賣店だ、やれ○○ではうちに勝る店はないんだ、だから値は高い…なんて自惚れては居りませんか、のれんに自惚れてはもう破産の一歩手前ですゾ！

角力取りでも、野球選手でも家柄もなければ門閥もなく全くの実力で横綱にもなるし、世界に名声を轟かす選手にもなるのです、品がよくて、値段も安く、柄もデザインも客の好み次第…そして接客態度満点でサービスも上々と云う事が他店を制する絶対の要件である。

二、買う者の立場になつて商いをして居りますか
こう云う柄にはこう云う帶、こう云う上衣にはこうしたズボン、こんな柄の服には、こう云う色のネクタイ…等々色々と法則もあるだろうし、又客の好みもあるだろう、幸いこうした手頃の品が揃つて居れば問題はないが万一にもないときが問題になる。こんなときに配置して、激しい競爭にも拘らず注目させることができる。

立派なデザインは傳えようとする事柄をはつきりさせるものなのである。

そしてまた立派なデザインは、興味の刺激・慾望の喚起・行動の誘発の助けとなるものである。

▼ 廣告物の配布先によつてデザインを考慮

ポスターや印刷物を製作するに当つて廣告主としてのデザイナーは、その配布方法・配布先・貼付場所・対象を考慮する必要がある。

× × ×

ポスターが、近くからか、遠くからか、或はそれが單独で人の目に触れるのか、或は多くの相い競うポスターと共に展覽されるのかを心得ていなければならない。また、そのポスターが巧みに貼られ、よい照明を受ける等の手加減を加えられるか、または、無差別に無料で送られ、その利用はそれ等の人の氣紛れな氣持次第かどうかを知らねばならぬ。

印刷物にしても、同様、その配布方法や配布の当面の目的に留意しなければならない。

一般の常識や、客の好みは二の次として今ある品物を…例え客はどうであろうとも只賣らんが爲に無理と知りつゝ押しつけ様とすることがありませんかこんなとき客は一度は敬されても次は來ないでしょう、永く御愛顧を頂く爲には是非とも避けねばなりません。

三、お客の苦情を心よく受け且つ感謝して居りますか
どんな自慢のお店でも永い間には失敗もあるのです、こんなときお客から苦情を云われるとよく言訳けをしたり、五月蠅い奴だ…位に思う事があるものです例え悪意であろうが、善意であろうが相手の指摘する失敗は飽くまでも失敗で、その店の責任です徒らに言い訳をして責任を回避する態度は禁物です、況んや相手が善意に満ちた注意に対しては誰んで傾聽し、將來の注意を心に誓い客に対しては出來得る限りお詫びと感謝の態度を示すべきです、悪意の客は後來ないし善意の客は次から次えと店主の誠意を吹聽し店は磐石の根を下す。

経營 お客さんはお店に何を望んでいるか

世の中がこう不景氣になると商賣人も経營が困難となり企業の合理化と顧客サービスについていろ〳〵頭を惱ます問題があると思いますので市内の消費者のアンケードに顧客の立場から見た声をここに主要事項だけを拾つて參考に供する。

一、品物を替えに行つた際嫌な顔をせず氣持よく取替へて貰いたい。

二、素見の出來る様な買いよい店にして貰いたい。

三、良い品を隠して置いて悪い品を先に賣ることは止めて貰いたい。

四、同じ品物でも常客と新客とで値段を違えて賣る店があるが感心せぬ。差別待遇せぬこと。

五、正札を励行して誰でも値段がわかり買えるようにして貰いたい。

六、先市内の店では品物が纏まらないので止むなく他市へ行くようになる、品物のより好みが出來ない。

七、大量に纏めて買物をする場合には大いに勉強して欲しい。

八、店員に対して教養指導が不徹底であること、包装紙箱代等はなるべくサービスとして貰いたい。

九、少額のものや儲けの少い客に対しては面倒がりそれを顔に出す店がある。

十、少し安いものはないかと尋ねるとそんな安物は店では賣つて居ないと馬鹿にした様に放言する店があるが、只今生憎切らして居りますので取寄せて置きます位は言へないかと思う斯様な店へは二度と行く氣にならぬ。

十一、よく賣出しする場合一等景品が当らぬ事があるが入れてあるのかどうかと思われる。

十二、一割引賣出しなぞ魅力がない。

十三、大人の客と小人の客とで品物に区別をつけぬようにしたい。客の好みを研究して貰いたい。

十四、客がどの品がよいかと撰つて居る際に片端から商品を整理する店があるが感じが悪い客が帰つてから整理願いたい。

経營 宣傳上手は商賣上手

効果的宣傳は、それがたとえ一枚のチラシにしても、一躍にしてその名を成さしめることができる。

そこで、廣告物作製に際して廣告業者に一任する前に、廣告主として配慮すべき点を、英国旅行協会L・J・リッコリッシュ氏の研究成果から抜萃して參考に共したい。

× × ×

▼ デザインによつて注目を集める

廣告とは
(1) 注意を惹き
(2) 興味を起さしめ
(3) 慾望を起させ
(4) 行動を誘う
ものでなければならない。

効果的に用いられれば、デザインのみでも殆んど他の助けを受けずにこの第一の目的を達することができる。

× × ×

デザインは、廣告の多い頁のなかで、或は他の廣告との競爭の中で、明瞭さ・対照・特殊な取扱によつて、或る一定の廣告に読者の注目を惹きまた注目を続けさせることができるのである。それは、色彩を巧みに使用し、文字と挿絵を巧みに配置して、激しい競爭にも拘らず注目させることができる。

立派なデザインは傳えようとする事柄をはつきりさせるものなのである。

そしてまた立派なデザインは、興味の刺激・慾望の喚起・行動の誘発の助けとなるものである。

▼ 廣告物の配布先によつてデザインを考慮

ポスターや印刷物を製作するに当つて廣告主としてのデザイナーは、その配布方法・配布先・貼付場所・対象を考慮する必要がある。

× × ×

ポスターが、近くからか、遠くからか、或はそれが單独で人の目に触れるのか、或は多くの相い競うポスターと共に展覽されるのかを心得ていなければならない。また、そのポスターが巧みに貼られ、よい照明を受ける等の手加減を加えられるか、または、無差別に無料で送られ、その利用はそれ等の人の氣紛れな氣持次第かどうかを知らねばならぬ。

印刷物にしても、同様、その配布方法や配布の当面の目的に留意しなければならない。

▼ 読まれるもの、読まれないもの

ハロルド・Jランドルフ氏が米国で行つた調査の結果、次のことが明らかになつた。

(1) 廣告の効果は、その大きさに比例して増大しない。
(2) 普通二色を使用してもその料金に値いするほど見る人の注意は惹かないけれども、四色を使用するとそれだけの効果を生む。
(3) 「プリード」廣告（即ち從來の廣告掲載の部分は勿論、頁の周囲余白までも占める廣告）は人の注目を惹く力を増大させる要因としては適切なものではない。
(4) ヘッドラインが短かければ（その他のものは同じ長さとして）短かい程、読まれる可能性も大きい。
(5) ヘッドラインが読まれる可能性は一行のものである時に一番多い。
(6) 廣告が注意を受ける率は挿絵が大きくなるにつれて増大する。が、正比例しない。
(7) 挿絵が單純なものであると、注意を多く惹くが、同時に読まれることも非常に少くなる。
(8) 挿絵が複雑な場合は相当数の読者は廣告を読み続けるようである。
(9) 女性は男性よりも廣告の挿絵に強く興味を惹かれるようである。
(10) 挿絵に「物語的興味」があれば、注意を喚起する力は増大し、それに惹かれた相当数の人々が読み続ける。

× × ×

▼ 活字の大小は大切な要素となる

試驗の結果、長い文章を半分に短かく切つてしまうという簡單な方法が廣告を読む人の数を十六%以上も増加させ、又活字の大きさについても

(1) イタリックの字体のものよりローマン活字は二・七%読み易い。
(2) 大文字のみのものは、大文字、小文字のものより一一・八%も読み難い。
(3) 十ポイント活字（観光宣傳ポスター等は多分最も読み易い大きさだろう。）は三吋以下或は四吋以上の行に組まれると読み難くなる。
(4) 白地に太字の活字は、黒地に白抜きの活字より十五%も読み易くなる。
(5) 活字が長さの異る行に組まれる場合、右で揃え左の長さが不揃の時は左で揃えた時より二五%、両側の揃わない時は五〇%それ〴〵読み難いこと等が分つている。

このような知識を備えていれば、廣告のプロデューサーは簡單なデザイン法を利用して、測り知れぬほど効果を増すことができる。

大英百科辞典も「デザインの目的は、有用さ、適切さ、見た目の快さである」と述べている。デザインのよさを測る尺度を求めるに当り、廣告主はこの簡單な言葉を心に留めて置くことだけでもよいだろう。

経営 言葉づかいでお客は逃げる

言葉づかいは丁重にまさるものはない、店に入った第一印象と店員の言葉づかいで愉快にも不愉快にもなるお客さんは品物を目的として入ってくるのだから、質問には丁寧に答え氣易すく話が出來る位の親みがほしい。

「女の子の靴下はありませんか」

「うちは子供のものは扱っていません」ではケンカである。お客様は女の子といつても十八才位の少女をいつているかもしれない。

もつと親切に「お幾つぐらいの方ですか、そうですか、十二才のお子様で手前の方は去年まではお子様向のものおいておりましたが、今年から止めていましてどうも済みません。こゝを東へ一丁ばかり行きますと子供用品の專門店がございます。何なら手前の方で聞いたとおつしやつていたゞきますと、充分吟味してくれると存じますが」と、この位の心掛けがほしい話していて好感をうけると、そんなら、來たついでだからというので、何か一つと思うのが人情であるがくどくくしいのも禁物、急いでる時にちよつと「番傘はありませんか」と一本五十円位のを、間に合しで買いに來たのを「それよりこちらがお德用で……」とベラベラまくすのはどうも戴けない、損を承知で買いに來ているのだから、あるか、ないかの返事だけで用が足りる、むつかしいことであるがお客様の氣持を判斷することも店員の大切な仕事であろう。一般にお客によつて上下をつけ言葉づかいを改めるのは悪いことだが、自動車をとめて藥を買いに來た令孃と顔見知りの近所の女中では、自然に改める方がよい、年若い十六才ぐらいの女中さんに「どちらがお痛みでございますか」と丁寧にやれば、女中さんは赤面してしまうだろう。そこは「お腹が痛いの！」という風に親しみをこめて言う方がふさわしく、別に失礼でもないだろう。

経営 肝要なアフターサービス

金錢の受授は、その場限りという言葉があるが、商品の販賣が、そうなれば、アフターサービスのないことになる。飽くまで責任をもつて、使用法、保存方法などを指示するのが、アフターサービスである。

戰前の日本の生糸輸出は賣りつばなしのよい例であつた。これに反し人絹会社は、用法を指示し、機業地へも人を派遣して面倒をみよいアフターサービスをした。

戰後日本生糸が、米国のナイロンに押されて販路の大部分を失つたのは、種々の原因があつたけれどアフターサービスに負けたことも、大きな原因といえる。米国のような大量生産の国でもアフターサービスにはかなり費用をかけている。

最近日本では、百貨店と中小商業の対立が激しいが、現狀には後者の生きる道はアフターサービスの強化にあろう。

それには、小賣業者というのは無經驗者でも、やり得る仕事であつてはならぬので、相当專門知識を持つ必要を自覺せねばならない。それだけに商賣のマージンがもつとあるべきで、一般の小賣のマージンは、日本では二〇%だが、米国では四〇%、インドでは一〇%である。つまり文化の低い所ほど商人は無責任であり、マージンが低いのである。一〇%位高價でも責任や指示のハッキリしたものが必ず賣れると思う。競爭が値だけの競爭になるのは、文化の低い国というほかない。

アフターサービス無しの賣りつばなしは未開発の国の常といえよう。

経営 神風タクシー

A「久しぶりだね、人の話では君は前の会社を辞めたそうだが」

B「ハイ、やはり命が惜しくなつたのです。今度はこういう会社に移りました」

A「なんだ。命が惜しいというが今度もタクシー会社では変りあるまい」

B「そうでもないのです。前の会社の車は例の型でしよう。あの型はご存知の通り稼動率も高く客付きも良いのですがなんとしても故障が多く、運轉していてもこわいのですよ」

A「君のようなベテランでもかい」

B「ええ、何としてもその故障の殆んどがブレーキが利かなくなるのですからたまりません」

A「またどうしてそうなるの」

B「道が悪いからでしようね。小石などがブレーキのゴムチューブにあたりゴムをすり減らしているのを知らずに急に停車しようとしてブレーキがきかず前に止つているバスのお尻の下にもぐりこんだりしてしまうのですが、あの車は前が無防備なのでモロにやられ大怪我をするのです」

A「それはたまらないね」

B「だからわれわれも何回か会社に他の型に変えてくれと幹部に頼んだのですが、稼動率がよいためか聞入れられず、社長も〝注意すれば事故は起きないはず〟の一点張りでこれではと私も思いきつて今度の会社に移りました。収入は少し減りましたが命あつての物種ですから」

このようにしてこのタクシー会社は経驗に富んだよい運轉手をみずからの手で次々と他社に追いやつて、素質の悪い者の数が増え故障や事故がまし、車の修理費その他がかさみ今では苦しい経営をしているようである。

どこの企業でも組織でも高い地位にある職員の意見は少しのことでも例外なしに大切にされる反面、実務に從事する下級職員、工員などの意見は相当重要なものであつても兎角ないがしろにされ易いもので、この例なども幹部がもう少し眞劍になつて現場にある運轉手諸君の声に耳を傾けて対策をたてていれば何とか方法があつたように考えられる。

このような見落されがちな下級職員の声をきくために川崎の某鉄鋼関係の工場その他あちこちで職場のあちらこちらに意見箱とか投書箱をもうけて建設的な意見を熱心に求めているところも多いが、どこでもできる手近な方法であるからどしどし実行に移し、下級職員の声を充分研究して欲しいものである。

経営 ボナンザグラム

一大学生からの手紙を読んで驚いた。〝互樂〟〝信神〟〝虚英〟などはまだ間違いとしても程度の良い方で、〝原義〟〝示導〟〝出門〟となると〝現金〟〝指導〟〝質問〟と判読するのにボナンザグラム程度の苦労がいつた。これでは學生に旧制の学生に比し常識が高いとか、学力が低下していないとは言えない。しかしこの国語常識の低下を少し細かく検討するとすぐに原因は学生側よりもむしろ国語の教育制度に起因することが知れる。即ち国語軽視の現制度の成果…？が今日のこの大学生の手紙を作り上げたのである。

教育というのは半年一年ではなかなか結果は判らぬが、五年たち、十年たつとそこに大きな効果を現わすもの故、考えようによつてはこわいようなものである。この教育の効果が現われるまでに時間がいることは会社や工場などの職場教育でも同じで、五、六年ほど前から様子をみていたある工場の例を紹介しよう。

この工場は東京蒲田にあり、電氣機械の大メーカーの下請兼修理を行つているが、六年程前に幹部技術者が工員に、初歩の工学をほどこすことを相談し合つたのがはじめで、最初は希望者に初歩の工学の手ほどきをしていたが、まもなく社長の命令で毎週三日、計五時間の工学の講座を開き、五人の技師が担当講義をして全工員に施し始めた。中には〝さらおかしくて〟と冷い目でみる老工員や〝書寢の方がましだ〟とうそぶく若い工員も居たようだが、講義が上手だつたせいもあつてほとんどの人は皆熱心に学習し、今では工員一人一人が皆立派な技術者となつて社長の話でも「五年前には技師を行かせなければならなかつた修理などでも大体今は工員でことが足りますし、それ以上にうれしいことは皆が仕事をとても積極的にやるようになつたことで、今度私の処ではじめようと計画している方面でも二つも新案特許がとれているのです」と誇らしげに話していた。現在は五十人そこそこの從業員しかもたぬ小工場だが前途は洋々とひらけていくような氣がする。

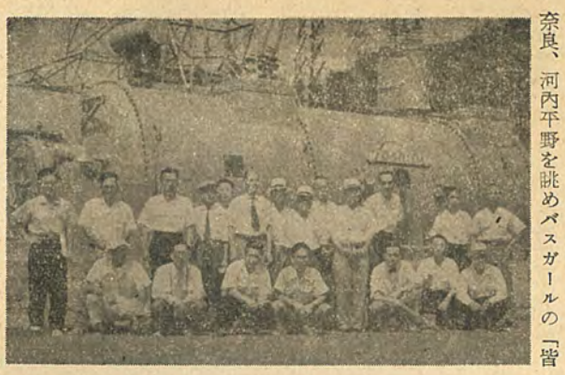
このほか色々の職場で種々の教育を行つている例を数多く耳にするが、どの例でも忍耐強く長い期間行われたものが著しい成果をあげているようであるから監督的立場にある人はこの事を考えて、あせらずに職場での教育に臨むようにして欲しいものである。

紀行　工場見学に同行して

当所工業第一部会の工場見学会は二十五名参加醋暑の七月三十一日行われた。

午前十時一同近鉄奈良駅前より国道に出て横田、王寺、亀の瀬を経て、大阪四条畷より枚方に向う、車窓より坦々たる奈良、河内平野を眺めバスガールの「皆様右に見えますは聖徳太子の建立による法隆寺で御座います、この寺は」と美しい声の説明に聞き入る、午後〇時二十分枚方変電所に到着同所会議室に於て少休後、懇食、引続き部会を開催、満場拍手裡に部会長に村瀬新関電奈良支店長、就任、午後〇時五十分より高橋所長の「枚方変電所に就いて」奥村同所技師の「発掘考古土器に就いて」の説明あり、それより高橋所長の案内にて変電所の実地見学をなす、時正に午後二時文字通りのカン〳〵照り、水銀柱は、恐らく三十七、八度だと思う。山際の小高い処、一面芝生である、面積は四〇、〇〇〇坪超高圧遮断器、主要変圧器等、電気科学のスイを集めた雄大なのに驚く、太い送電線が富山県下黒部川水系よりの送電である、午後二時二十分同所の見学を終り少休後、別れを告げ再びバスに乗車枚方大橋を渡り京阪国道より午後三時二十五分吹田市朝日ビール会社に到着す、赤煉瓦建である、作業時間は後僅かであるとのことで早速案内嬢を先頭にビールビンの消毒洗滌より見学する、作業は凡てオートメーション化している、案内嬢の説明も社長、重役クラスの説明を交へユーモアたっぷり全く胴に入っている。仕込の地下室は〇二度、ヒヤーとする、大きな仕込樽の間をくゞつて一巡する間に寒さをおぼえる、午後四時十分見学を終る、それより休憩室に於て休息午後五時同所を出発、午後七時近鉄奈良駅着解散した、誠に有意義な一日であつた。

見学に当り関西電力奈良支店より多大の御厚意を賜りましたことに対し紙上を通じ厚く御礼申し上ます。（奈良県商工会議所業務課員）



商工相談　相談所から

株式会社の役員について

（問）次の事項についてお尋ねします。

（A）株式会社の取締役及び監査役を全員株主以外のものから選任できますか。

（B）法人が取締役になれますか。

（C）相談役は法律上いかなる規定にもとづくものですか。

（答）

（A）取締役についても監査役についてもその資格については法律上なんの制限もないので、株主でないものが全員選任されても差支えありません。

（B）取締役の任務は自然人たることを必要としますから法人は取締役になれないことになります。

（C）商法上には別に規定がありませんから所謂会社の機関とは認められません。役員でもなければ使用人でもない一種の諮問機関ということになります。ただし独占禁止法では役員と認められます。

株式会社の定時総会増資の手続き

（問）株式会社ですが定款に、定時株主総会は毎年二月と八月に、臨時株主総会は必要により随時招集することと記載されています。ところが株式会社といつても小さい同族会社で毎期決算はしますが、定時総会を開かないで、総会は随時開催したいのですが。

（答）小さい同族会社といつても商法上の株式会社であれば特例扱にはなりません。必ず定時総会を開かなければ取締役は三十万円以下の過料に処せられます。

（問）拂込資本金百万円の株式会社、今回授権資本の枠一杯の三倍増資を行うに当り、

一、任意積立金の繰入百五十万円

一、普通拂込徴収百五十万円とする場合の手続きを御教示下さい、箇条書きにして頂ければ幸甚です。

（答）①任意積立金に対しては商法第一九三条ノ三によるような資本組入れの方策はありませんのでこれを資本金に振替えるためには積立金を取崩して利益にもどし入れ利益配当を行いこの配当金を株式の拂込金に充当することになります。

②よつて先ず任意積金を百五十万円取崩しこれを利益に計上する会計処理を行い、定時株主総会において百五十万円の配当決議を行う必要があります。

③この場合配当に対する源泉所得税を徴収しなければなりませんから、株主から源泉徴収所得税に相当する金額を徴収（株主は持出すことになる）することが困難であれば配当金も税込金額即ち1.500.000÷(1−0.1)=1.666.666円百六十万六千六百六十六円の配当を決

議し、税引金額が百五十万円となるようにする必要があります。

④別に別途三倍増資の取締役会の決議を行い増資新株を各株主に割当てる。

⑤新株の拂込期日において未拂配当金百五十万円は株式拂込金に充当する。

⑥源泉徴収所得税額は新株拂込期日の属する日の翌月十日までにこれを納付する。

税務　相談所から

贈與税の分割納付

（問）前回本欄回答にありましたが贈與税は相当高率課税をするようですが、税額が多額となつた場合分割納付が認められるでしようか。その手続きを。

（答）贈與税も他の租税と同様現金で一時に納付するのが原則ですが、納付すべき税額が一万円を超える場合で、かつ現金で一時に納付することを困難とする事由がある場合には、その困難とする金額を限度として五年以内の年賦延納が認められることになつています。延納の手続きは、年賦延納許可申請書（所定の用紙が税務署に備えてあります）を贈與税の申告書の提出と同時に（申告書の提出期限内に）所轄税務署長に提出してその許可を受けることになつています。またこの場合次のような納税担保が必要です。

一、国債、地方債、税務署長において確実と認める社債その他の有價証券

二、土地

三、保険に附した家屋

四、保険に附した立木

五、保険に附した船舶

六、工場財團、鉱業財團、漁業財團、道路交通事業財團および港湾運送事業財團

七、税務署長において確実と認める保証人の保証

なお、延納税額に対して日歩二銭の利子税が加算されます。

税金の端数計算の規定

（問）所得税を計算する場合、課税標準に百円未満の端数があるときはこれを切捨てることか税額で十円未満は切捨てるというような事は何で規定されているのですか。税法では規定がないようですが。

（答）御申越の所得税等その他諸税の端数計算については「国庫出納金等端数計算法」（昭和二十五年法律第六一号）に規定されています。税法には規定されていません。

死亡退職金等の課税関係

（問）死亡した従業員に対し退職金を支給しますが、源泉徴収は要しないそうですがそうでしようか。また給料も死亡後支拂うものについては同様所得税は課税されないという者がありますが、正確なお答を願いたい。

（答）本人の死亡によつてその遺族に支拂う退職給與金については御見込のとおり所得税は課せられませんから源泉徴収の必要はありません。給料については、毎月の給料の支給日前に死亡したような場合のその月の給料には所得税は課せられませんが、給料の支給日以後死亡された場合には一般の例によつて源泉徴収が必要です。例えば貴社の給料の支給日が毎月二十五日である場合、二十日に死亡したとすればその月の給料には課税の必要はありませんが、死亡の日が二十七日であつて、二十五日に支拂うべき給料を死亡後二十八日にその遺族に支拂つたとすればこの場合は給料の支給日たる二十五日にはまだ本人は存命していたのですから一般の例のとおり課税しなければならないことになります。

なお前記死亡退職金には所得税の課税はありませんが、これを受けた遺族に対しては相続財産と認められますから念のため申し添えます。（日本税務協会）

◉商工会議所、という所は

▲商用で各地へ出張せられる方の爲に

会員の皆様が商取引のことで各地へお問合せになる場合、地元の商工会議所を経由されることが最も安全で、有利であります。

商工会議所を通じて、取引先の業態内容或は信用程度などの調査になることが、あなたの取引をより確実に致します。

そして地方へ出張せられる場合は会員である証明書、或は当所発行の紹介状をお持ちになると全国どこの会議所へ行かれても、いと親切に優先的に取扱つて呉れましてあなたの出張を有利に導くことでしよう。

ニュース

戦後最良の年

昭和三十一年度経済白書

インフレなき経済拡大

経済企画庁は先程例年のように昭和三十一年度し「経済白書」を発表した。これは三十年度の経済を分析したもので総論と各論からなるかなり膨大なものであるがその概要を眺めてみると

昭和三〇年度経済の特色

三〇年は次のような三つの理想的発展によつて戦後最良の年と云われた。

第一は国際収支の大幅改善である。三〇年度の国際収支は五三五百万ドルとほゞ特需分だけ黒字が残り日本経済年来の宿願であつた特需なしの均衡に到達することができた。外貨保有も年度末に一四億ドルに達した。

明るい第二の面はインフレなき経済の拡大である。

輸出好調を背景に鉱工業生産は一二%増大し農業は異常な豊作で対前年度二十%増となり国民所得は約一割増加した。しかも物価は殆んど騰貴を伴わなかつたことが数量景気と云われたゆえんである。

又この拡大を賄う資金が信用の膨張によらずに法人と個人の所得のなかゝら蓄積されたことも忘れてはならない。

第三は経済正常化の進展である。戦後インフレは経済各方面に傷痕を残したが三〇年度にはまず金融面の顕著な改善がみられた。

オーバーローンは著しい改善を遂げ金利は短期長期資金ともかなりのスピードで低下した。

なお企業経営者の心理のうちにわだかまつていたインフレ的気構えも次第に拂拭され、設備の拡張や在庫仕入に対するインフレ的なやり方も相当程度改められた。

このように前述の三者を同時に達成しながらの経済の拡大は戦後始めての経験である。しかし今回の数量景気も外的条件と内的条件とが偶々都合よくマッチして初めて成り立つたものである。

外的条件、即ちわが国の経済循環の外側からの要因としては世界景気の上昇や恵まれた気象条件があげられるし、内的条件としては生産余力が存在したゝめに投資需要がすぐに擡頭しなかつたこと、消費需要の増大も景気循環の当然の姿として、時間的におくれたこと等が数えられるのである。

第十回そろばんの祭典前哨戦

我が国特有の技術である、珠算の健全なる向上、発達をはかるため、そろばんの祭典とも言うべき第十回国民珠算競技大会が本年五月二十日(日)東京中央大学講堂に於て行われたが、その前哨戦である奈良県予選大会が本県珠算の精鋭二十二名参加の許に

日時　昭和三十一年四月十五日(日)午前九時

場所　商工会議所三階ホールに於て行われ

個人の部

一等　杉田　健二　四八五点
二等　山下　末廣　四四五点
三等　中川　宏　四一〇点

団体の部

一等　奈良商工高等学校　一〇四五点
（辻岡修、山崎順司、権慶錫）
二等　高田商業高校

が入賞東京大会出場権を獲得した、尚個人基準点四五〇点を超え四八五点獲得した、杉岡健二に日商より優良賞授与さる。

東京大会は

日時　昭和三十一年五月二十日(日)午前八時三十分

場所　中央大学講堂

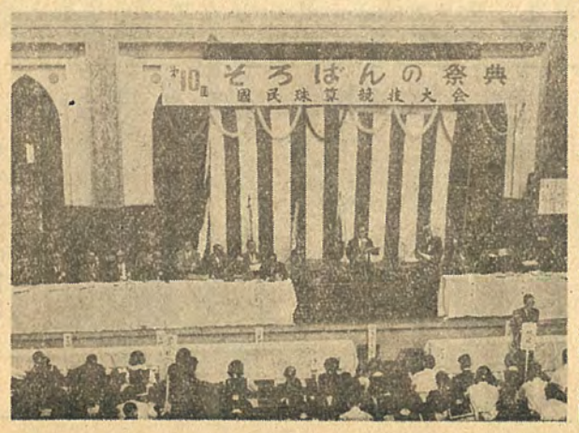
に於て行われ全国珠算の精鋭に伍して、本県代表選手と各々ベストを盡して戦つた、その成績は

一般一、二七五点
学生一、〇九五点）総合二、三七〇点

で全国三十八地区中十六位、近畿六地区中第五位であり之を昨年に比べると、昨年度は

一般一、一四〇点
学生一、二七〇点）総合二、四一〇点

で全国三十二地区中第二十三位、近畿六地区中第五位であり、本県珠算向上の跡が窺われる。



消費者の声をきく会



〔座談会〕

消費者として商店に望む!!

……県内買物運動はどうあるべきか
……消費者の立場から
……商店の立場から

とき　7月25日
ところ　商工会議所二階ホール

〔出席者〕――順不同敬称略

労組代表	森総評奈良事務局長	西阪県職組書記長	吉岡奈良市職組委員長
婦人会代表	赤堀綾子	成尾みき子	池尾　靜
職場代表	仲尾澄子(南都銀行本店)	塩川宣子(奈良交通本社)	
	松尾好子(関西電力奈良支店)	森　政雄(野村証券奈良出張所)	
商店側	橋本県商連会長	郡田市商連会長	
市側	小山商工課長	堀井同課長補佐	巽奈良市観光商工課長補佐
開社	郡島大和タイムス社編集局長		
所	吉川会頭	中村専務理事(司会)	

吉川「本日は「消費者の声をきく」会を催しました処お暑いなか、多数御集り下さいましてありがとう御座居ます。県内で買物をする運動を初めまして満一年を迎えた訳でありますが、本日は消費者であります皆様からこの運動に対する御批判なり、亦これからの商店の在り方等について御忌憚のない御意見を承り今後の商店経営の指針と致したいのであります。本日は県市両商連会長さんも見えて居りますのでどし〳〵御意見をお聞かせ下さる様お願い致します、ではこれから中村專務の司会により承ることに致します。

中村「それでは私が進行係をやらして戴きます、お暑い中でもありますし一つ御氣樂なお氣持で御意見を承りたいと存じます。では始めに過去一ケ年の県内買物運動によつて商店が少しでもよくなつて來たと思われることがありましたでしようか」

森「商店側でどう云う対策を講じたか具体的な事例を挙げてほしいと思います」

中村「これは一本先手を打たれましたな（笑声）では橘本会長さんからどうぞ」

橘本「この運動につきましては先ず我々商店自身がその責任を自覚致しまして全県的に商店の美化、店員教育等愛される商店街として種々の対策を講じ、又謝恩的な催しもやつて参りました、しかし、まだ〳〵みな様から御満足を戴けるところまではいつていないと思いますが今後も更にサービスの向上に努力致したいと存じますのでみな様の心からなる御協力を賜りたいと存じます。」

◆美しくなつた商店街

中村「只今の会長さんのお話し通りですが何か良くなつた点についてお感じになつた事はありませんか」

池尾「この頃包装紙が随分良くなつたと思います、私の家ではこうした包装紙を以前からためて居りますがこれを見ると大変良くなつています」

中村「包装紙だけですか（笑）」

赤堀「そうですね、私は最近特に店舗が美しくなつて來たと思います」

成尾「私は値段についてでありますが奈良の品物は大阪に比べて決して高いものばかりではないと思います、以前大阪で買つた品物が奈良より高かつたこともあつて馬鹿らしく思つたこともあります（笑）ですから今後奈良の商店も自信を持つて競争して戴き、上手な販賣方法をされることが必要じやないかと思います」

氣樂に店内を見たい

中村「大変おほめに預つて恐縮ですが（笑）外に改良しなければならない点についてお伺いしたいと存じますが」

池尾「何ですね、店員さんの應接ですが私共が店に入りまして一寸見て居りますともう店員さんが買うまではなさない（笑）と云つた様な方がありますがこれは是非改めてほしいと思います」

福田「この應接は人によりまして大変むつかしいのでありまして一率にこれで良いというキメ手がないのでありますが私共も店員の教育につきましては関係團体の御指導に依りまして極力進めているのでありまして今少しの御辛棒をお願い致します、店員は熟練して來たと思つた時分によくやめたりしますので、これには実に困つて居ります」

◆値動きにはもつと眞剣に

中村「では次に今後この運動はどういう行き方でなければならないと云う点について何か」

森「大阪の百貨店に於ては他の百貨店の価格を毎日調査して、これを自分の店の価格とにらみ合せ調整している様ですが、奈良の商店もこのくらいの熱意を示してやつて貰いたい、唯かけ声だけの抽象的な運動では消費者はついて來ないと思う、その様な方策を考えてはどうですか」

福田「商品の価格変動についてはあらゆる点に常に氣を配つて居りますが只今言われました通り価格の調査等は誠に必要ありまして大いに見習わねばなりませんが正直に申しまして時間と労力つまり店員の数等の問題もありまして手が廻らないのが実情でありまして今後何とか考えて見たいと思います」

◆デパートで出來ないサービスを

森「今後の商店経営は百貨店では出來ないサービスつまり月賦販賣それに品物の交換、もちかえり選択等を歓迎すると云うのはどうですか、こんな事は百貨店では出來ないことと思います、それが個人商店の持つ良さであると思います、こうした良さをたえず研究しこれを最大限に活用しアフターサービスを全面的に採り上げるべきであると思います、それには熟練店員の養成が必要であり優良店員の表彰もどし〳〵してやるべきだと思いますね」

中村「では次にサービスの点についてお伺い致したいと思いますが」

赤堀「この頃は大分よくなつたと思います」

森「商店が連合で社会館で大賣出しをやられた時『今日は安く賣つてやるのだ』と云わんばかりの態度で随分サービスが悪かつた様に聞いていますがこれから大賣出しをしてもあんなことではどうかと思いますね」

成尾「私達婦人会の提唱によつて豆腐の値下げ運動をやりましたが、ようやく値下げしてもらうことになりました、豆腐が小さくなつて居りました（笑）これじやなんにもならない、まるで婦人会が馬鹿にされたみたいでしたが（笑）もつと総てについて良心的に営業をしてもらいたいと思います」

◆デパートの良いところ

中村「いろ〳〵結構な御意見が出ましたがこゝでみな様方がお感じになる百貨店のよい処に就いて率直に承りたいと思いますが、松尾さんからどうぞ」

松尾「品物が豊富にあるのがなんとなしに魅力がありますし陳列方法も非常に効果的ですね」

塩川「拾円のものを買つても壱万円のものを買つても店員さんの態度がかわらないことは非常によいことゝ思います」

成尾「兎に角氣軽に買物が出來ますね、値段ははつきり表示してありますし……」

森「我々サラリーマンは特価賣場が、とても魅力なんです、だから外の賣場には余り関心を持つていない様です」

赤堀「冬は暖く夏は涼しいのでゆつくりと買うことが出來るのも一つの魅力だと思います、寒いとき火鉢に豆炭一つか二つじや困りますね（笑）」

◆壹万円以上はデパートて

中村「失礼なことを聞きますが、デパートでお買いになる率についてお話し戴けませんか」

○「私は壱万円以上はデパートに行きますね」

○「そうですね、私は全消費の五〇％くらいでしようか（私もそのくらいの声あり）」

中村「次にチケット販賣について何か御意見は」

西阪「私の方は指定店で買う様にしてますがうまく行つているようです」

中村「次に福引券付大賣出しについて如何ですか」

森「子供がくじを引くのを喜ぶのでこれに親が引きずられて買物をする人が多い様で、たしかに効果はあると思いますね」

◆値上げは早いが値下げは遲い

中村「今秋、各地の会議所と共に全国的な商店サービス強化運動を実施することになつていますがその目標は正札販賣、品質表示、正量販賣の三点にあるのですが最初に正札販賣についてお伺い致したいと思いますが」

森「値札を出しているのはよいのですが裏向きになつて居るのをそのまゝにしてあるのをよく見受けますが、あれでは値札を何のためにつけてあるのかわからない（笑）これから見易くしてほしいですね」

赤堀「正札販賣はよいと思いますが、数量を多く買うときは『正札販賣ですから値引きは致しません』と言わず或る程度まけて戴きたいと思います」

堀井「価格を統一してはどうかと思います、このため商工会議所等の機関に依り価格を調査すればよいと思います」

吉岡「正札販賣は結構だと思いますが奈良は値上りはとても早いが値下りはこれと反対にとても遲い、亦、私は価格の統一よりやはり個々の商店は競争してやるのが原則と思いますね」

中村「では正量販賣についてでありますがこれは当然なことでありますが何かこれについて」

池尾「私達はその店を信用して買うのですから商店はどのようなお客にもいつも正量であつてほしいと思います、例えば米屋さんの配達米も特にお願いしたいと思います尚又秤を置いてはかつて下さいと云う店がありますが、かえつてそんな店程信用が出來ません（笑）而し今の若い人はこの点に関心を寄せている様に思います。」

中村「では次に品質の表示に就いて御意見を承ることに致します」

池尾「品質を表示してありましても私達素人には分りかねます、例えば蚊帳にしても純麻とか本麻とか麻とか種々ある様ですね」

中村「みな様からいろ〳〵伺いましたがこの外に何か御座居ませんか」

森「生活協同組合についてでありますが最近各地で労働者個々の消費の合理化を計るため消費組合を自主的につくり労働者の手によつて運営され成功しているが奈良でも生協結成の動きはないこともないが私共はむしろこれを押え地元商店と共に進む方針をとつている、だから県内買物運動でももつと商業者が自覚されて我々の期待に添う経営をやつてほしいと思います、尚今日のこの意見を商店の人に洩れなく知らせてやつてもらいたいと思います」

橘本「御意見の通り致します」

中村「では小山商工課長さんにお話しを伺うことにします」

小山「誠に有益な御意見を種々拝聴致しましてありがとう御座居ました、消費者でありますみなさんに於かれましても一歩前進して戴きまして安いものがあればこれを探してでも買つてやろうと云う愛情と御理解によつて本県商業の振興に格段の御協力を賜りますようお願い致します」

吉川「長時間に亘りお暑い中色々と貴重なる御意見を拝聴致しましてありがとう御座居ました、今日のこの御意見をこれから実際の面に活用し、大いに経営の改善工夫に努めたいと存じます、どうぞ皆さんに於かれましても尚一層の御協力を賜ります様お願い致しまして本日の会を終ることに致します」（終）

◎創立十周年記念特集記事

○奈良県商工会議所 創立当時の趣意書

この趣意書は昭和二十一年九月本会議所が始めて設立するために作成したものである。

四ケ年の荊径を歩み來た奈良県商工経済会も民主化の要請に從つて近く其の解散を断行することとなりました、而して之に代つて全く新しい商工会議所を設立し、商工業者の爲に商工業者に依つて運営される機関として民主的に商工業の再建と発展とを促進し以て平和日本の建設に寄與しようとするのが吾々の計画の根本趣旨であります、蓋し終戦後の困難な事態を克服して民主的に商工業の再建と発展とを実現するには商工業者が衆智を集めて商工業界の前途の見透しを明かにすると共に一致協力互に手を携えて共通目的の爲に総力を発揮することが最も緊要であります、これが即ち商工業の再建発展の前提として綜合的自発的に商工業界の連絡提携協力及協調を図る商工業者団体の民主的発足を急務とする理由であります。

新たに設立しようとする商工会議所は其の名こそ古い傳統を継いでいますが実質は全く新らしい性格と構想とを盛つたものであつて其の根本組織は加入及脱退の自由な会員による自主的な協力に俟ち從來の如く強制加入及强制徴収を基礎とするものではありません、更に役員其他の決定方法も政府の認可に依るものではなく商工業者の民主的自治により其の事業の運営も下から盛り上る意思を充分に採り入れそれを最大限度に活かそうとするのであります。

民主的体制に於ては與論の力が大きく、吾々商工業の健全な進歩発達を図るため商工業者の正しい與論を集成して之を阻害する如き政策を排除し之を促進する如き政策の実現を期さねばなりません。廣く商工業者の総意を結集し正しい與論の貫徹を図ることは新商工会議所の重要な任務の一つであります。

商工業の再建及発展も結局は商工業者の自主的な努力と相互の協力とに俟たねばなりません、そこで吾々は商工業者が集合して或は業種別に或は專門別に或は一般綜合的に各種の情報を交換し意見を発表し懇談を交へ討議を行い與論を形成すると共に之が爲に必要な各種の調査資料、統計及研究の結果等を整備し其の共通目的の爲に其の総力を合せて実現を期する民主的機関を商工業者に提供して共々に商工業の再建と発展に歩調を揃へて邁進しようとするのが新商工会議所設立の根本の狙であります、從而新商工会議所は商工業者の綜合的な団体であつて一部の業種業態にかたよるものではなく其の実際の運営に於て中小商工業者の問題に多くの努力を拂うことは其の民主的性格から見て当然とされて居るのであります。

○奈良県商工会議所略史

昭和二十一年十月、奈良県商工会議所が生れた、その生立ちから現在に到る十箇年間に於ける当所としての主な歴史を年次順に綴つて見ると下記の通りである尚此の間に行つた業務の概要については十箇年間の主な事績として別項に譲つた。

○昭和二十一年八月六日　商工会議所の設立と商工経済会の解散について経済会の評議員会が開かれた。

○同月十九日から二十四に亘り県内六地区に於て創立準備委員会が開かれ、この委員中から実行委員会が選ばれて二十七日にはこの委員会が開かれた。

○前記の委員会では設立許可申請に必要な十名の創立委員が選ばれ、松井貞太郎氏が委員長に互選せられて、二十九日にその委員会が開かれた。かくて九月二日に創立委員長松井貞太郎氏が申請人となつて主務大臣宛設立の許可申請が提出せられた。

○九月十二日付を以て主務大臣の許可指令があつたので十月十一日には奈良公園学芸大学（当時の奈良師範）講堂に於て会員総会が開かれて議員の選任があり同時に会頭に松井貞太郎氏、副会頭に吉田庄逸、辻内近三の両氏が選ばれ、其他の役員も夫々選任せられて茲に奈良県産業史を飾る初の商工会議所としての陣容が整つたのである。

○十月二十四日に社団法人としての登録も完了し、名実共に備つた奈良県商工会議所が発足した。

○昭和二十二年五月会員の投票に依る初の議員選挙が行はれたが、無投票にて百名中立候補者の六十三名が当選した。

○同年六月に引続き三十七名の選挙執行せられたが、これも無投票にて立候補者が当選と決定した。

○同月二十七日　議員総会に於て会頭に二塚納吉、副会頭に吉田庄逸、辻内近三の両氏選任以下役員の選任があつた。

○昭和二十三年に至り当時の登大路町県庁裏（県農会

建物）の事務局庁舎は其の位置、構造、設備等が適当でないので役員間に移轉の議起り、吉川現会頭の盡力に依り現庁舎の買收及改修の工始められ翌二十四年九月完成を見て面目を一新し現在に到つている。

○昭和二十四年五月第三期議員の改選があり、会頭には越智岩太郎、副会頭には吉田庄逸、辻内近三、吉川島次の諸氏選任せられ其他の役員も改選せられた。

○昭和二十五年五月には会議所としての在り方を規定する單行法律「商工会議所法」が公布せられた。

○昭和二十六年五月第四期議員選挙執行、会頭には越智岩太郎氏重任、副会頭には吉川島次、西垣愛太郎、飯尾富雄の諸氏が選ばれ其他の役員も改選せられた。

○昭和二十八年五月第五期議員選挙執行、会頭には吉川島次、副会頭には西垣愛太郎、杉本甚七、前山誠逸の諸氏が選ばれ其他の役員も改選せられた。

○同年八月には我国会議所史上劃期的な会議所法の大改正があり、民法による社團法人が特別法律による特殊法人として組織の上にも大変革があり加うるに特定商工業者制度を創設せられ一定の水準以上の商工業者（当所の場合は一千数百名）が会議所運営の対象となり、この法律は十月から施行せらるることとなつた。

○昭和二十九年二月当所は議員総会、会員総会を夫々開催して組織変更に伴う各種の事項につき議決をなし、同時に議員役員を選任して二月一十九日付主務大臣宛組織変更の認可申請をした。

○新会議所法に依る会議所として三月十五日付主務大臣より認可あつて、昭和二十九年四月一日登記完了

十　月　創立総会○二十四日設立登記完了

十二月　電力制限緊急説明会主催

二十二年

一　月　各種專門家の経済懇談会主催

二　月　貿易懇談会主催

三　月　経済再建大会主催

上記の外、企業調査、全国特産品調査等実施

○昭和二十二年度

六　月　労働基準法運用懇談会

八　月　價格差益関係法令説明会県下三ケ所に於て開催○外国貿易代表團應接委員会設置

十一月　独占禁止法説明会

本年度に於て建議、陳情等を行いたるもの

一　統制制度の撤廃要望

二　生鮮食料品の配給制度改善方要望

三　徴税に関する要望

四　取引高税に就ての建議

五　電氣、石炭等燃料に関する要望

六　多期電熱器使用禁止緩和方要望

七　商業の自由活動回復並に㊙徴廃要望

○昭和二十三年度

五　月　生活物資活用協会設立○税制の改革についての講演会

六　月　大和経済倶楽部設立○（意見表明）電氣事業の再編に就て○取引高税に反対○軍事公債利子支拂延期反対○経営者部会懇談会○事業者團体法説明会

八　月　公正取引委員会制度説明会○経済界の見透しに就ての講演会

九　月　この月十七日に登大路町の庁舎から東向中町現庁舎へ事務局移轉する

○奈良県商工会議所十箇年間の主な事蹟

○昭和二十一年度

九　月　商工大臣宛設立の許可申請○九月十二日附商工大臣より許可指令

十一月　蛯川中小企業庁長官を囲んで懇談会
十二月　経済講演会

○昭和二十四年度

六月　簡易簿記普及講習会主催○中国問題講演会○中小企業向帳簿審議会設置○申告納税、課税方法に関する要望
七月　税制に関する懇談会
八月　新谷政務次官と経済懇談会
九月　企業経営巡回相談県下十地区に於て開設
十月　吉田首相を囲み懇談会○タイ国事情講演会
十二月　市街地実業團体連絡協議会設置
二十五年
一月　青色申告制度普及簿記講習会県下各地に於て
三月　地方税対策委員会設置○大阪財界人との懇談会○商工行政費に関する要望

○昭和二十五年度

四月　税制に関する講演会
六月　労働協約懇談会○経済講演会○商店経営指導講習会○中小企業経営合理化講習会
十月　改正商法説明会
十一月　税務金融に関する懇談会ショップリーグ結成指導協議会○国際情勢に関する講演会
十二月　経済講演会
二十六年
一月　電話増設問題懇談会○国鉄車掌観光懇談会
三月　工場誘致対策委員会設置
本年度中の建議陳情及要望を行いたるもの下記の通り
国際文化観光都市に関する要望○本所に対する県市助成金要望○商業振興に関する意見表明○地方税法改正に関する要望○事業税審議会運営に関する陳情○電力再編に関する意見表明○電話増設に関する要望○中小企業専門金融機関に関する意見表明○月賦販賣制度に関する意見表明

○昭和二十六年度

五月　改正税法と青色申告制度説明会県下四ケ所にて
六月　中小企業金融懇談会、県下三ケ所にて○時局講演会○商店経営講習会
七月　最近の経済状勢に関する講演会○改正商法説明会○商工業者の税に関する懇談会
九月　平和条約調印記念奈良県産業人大会及講演会○簿記会計長期講習会
十一月　県特産品卸見本市九州に於て
二十七年
三月　関西財界人との懇談会
本年度中の建議、陳情、要望等を行いたるもの下記の通り
市税中法人税割に付市へ陳情○電気料金値上げに関する意見表明○税制改正に関する意見表明○講和発効後の経済対策に関し意見表明○附加価値税反対に関する建議○奈良県物産斡旋所を九州に設置方要望○県内道路整備改善に関する請願○中小企業年末特別融資陳情○中小企業資金融通法制定方陳情

○昭和二十七年度

四月　簿記税務会計に関する長期講習会開講
五月　県物産卸見本市小倉市に於て開催○中小企業に関する講演会
七月　サービス講習会○商店員の科学技術に関する講演会○メリヤス見本市郡山市にて開催
八月　木材関係の企業経営に関する講演と懇談会
十二月　青色申告制度と改正税法の説明会

二十八年

一月　中小企業金融懇談会
本年度中に建議、陳情、要望等をなしたるもの下記の通り
法人税所得税の軽減に関する要望○固定資産税に関する特別取扱方要望○電力復元に関する法律案反対に関する陳情○工業技術の試験研究機関設置方陳情○関西線櫻井線電化促進方陳情○中小企業資金融通法制定方促進の陳情○電気産業労働組合争議に関する声明

○昭和二十八年度

四月　奈良県出身在京財界人と懇談会
五月　長期簿記会計税務講習会開講○国鉄櫻井線電化促進方陳情
六月　最近の欧州事情講演会
七月　電話料金値上反対陳情○電話番号簿改編方陳情○奈良交通スト回避方要望
八月　奈良市内ハイヤー料金改訂方要望○関西本線及奈良線復旧方陳情
九月　優良観光土産品推奨審査会○経済講演会
十一月　保証協会の資金増加方要望○観光と物産展北海道にて開催○繁管理講習会開催
十二月　中小企業経済講演会

二十九年

一月　県商工当局と商工振興に関する懇談会
二月　最近のドイツ事情に関する講演会○熊野川電源開発に関する促進方陳情
三月　商店街振興に関する対策懇談会

○昭和二十九年度

五月　私鉄スト早期解決方要望○国際見本市出品者懇談会
六月　証券業界に関する講演会
七月　最近の政治経済に関する講演会○メリヤス製品見本市名古屋市に於て開催
八月　デフレ政策の見透について講演会○県内生産品展示会北海道にて開催
九月　電気料金改訂説明会
十月　中小企業金融公庫融資懇談会○商品PR講演会○シャートル国際見本市会長と懇談会
十一月　中小企業合理化講演会
十二月　三条踏切改修方建議○日本経済の現状について日銀大阪支店長と懇談会

三十年

一月　観光ルートの改善整備方要望
三月　国鉄奈良駅周辺整備方陳情○国鉄奈良駅西改札口新設方陳情○観光投書箱各所に新設

○昭和三十年度

五月　総評との労使懇談会前年より引続き毎月開会
六月　中小企業金融公庫融資懇談会○県内で買物をする運動を本格的に展開○近鉄奈良駅に公衆便所設置方陳情
七月　新土産品の募集と第一回土産品コンクール主催○県下主要路線の道路拡張と自動車待避場設置方要望○国鉄奈良駅前整備に関する県市合同懇談会主催
八月　全繊奈良との労資懇談会主催
十一月　産業合理化講習会○国鉄奈良駅を旅客専用駅に実現方陳情○中小企業金融公庫直接貸付制度説明会
十二月　工場労務関係者を以て労働問題懇話会結成○正常販賣予測講習会開催

三十一年

一月　原子力平和利用講演会○県商工当局と業務上の連絡懇談会
二月　製材技術及経営の合理化講習会○原子力平和利用映画会○奈良・大阪間弾丸道路着工に伴う県内主要道路整備方要望
三月　自治体の商工担当者と懇談会○中小公庫大阪支店長を囲み懇談会○受取手形の実態調査を為し取引の正常化に関して近畿商工会議所連合会を通し日本商工会議所へ上申して全国的に呼かけた。○年間調査事項○物價○賃金○貨物輸送量○受取手形○商店街の景況○特産品○学生の観光

○昭和三十一年度

四月　労働問題懇話会○電力使用合理化講習会○国民珠算競技大会○国際見本市見学團組織○経済講演会○観光道路整備の件要望○第四回簿記講習会開講
五月　全国珠算競技大会に選手派遣○労使懇談会
六月　電力使用合理化講習会○大阪チェンストアー問題協議会○生産性向上講演会○郡山メリヤス見本市○近代経営管理講演会
七月　消費者の声を聞く会○(買物は県内)ポスター募集○近代経営管理に関する講演会
八月　観光振興に関する懇談会
九月　中小企業経営講座
十月　商店サービス強化運動展開

○世界の商工会議所の起源

商工会議所の起源については必ずしも明確ではないが佛蘭西のマルセイユ商工会議所が最も古いといわれている。マルセイユで会議所が出來たのは、アンリー四世の頃即ち一五九九年で我国の慶長の頃にあたる。この会議所は国の商工行政機関であり、又業者の利益代表機関でもあり、從つて強制加入、経費も強制徴收制度で今尚存続している。この制度を備つている国は、ドイツ、オランダ、ブルガリヤ、スペイン、イタリヤ、ハンガリー、チエツコ、スイス等を挙げる事が出來る。

米国、英国はフランスのそれよりも新しい。又其の制度は自主独立的なもので、国家の庇護を受けないというところにその特徴がある。從つて加入、脱退も自由、勿論経費も強制的に徴收する権能は與えられていない。然し其の活動に於いても亦権威の上に於いても、常に新しい分野を開拓している。從つて商工業者にとつては誠に魅力のある團体として自他共に許されている。商工会議所の会員であるということによつて取引上に於ける信用度を高め、商工業を営む以上は何れかの会議所の会員であるという事は必須条件であるとさえいわれている。兎に角商工業のあるところ必ず会議所ありという事は世界共通の実情である。

わが國商工会議所の沿革

日本の商工会議所は明治の初年に始る、徳川幕府が崩壊して明治政府の成立により西欧の文物を採り入れるに急で、文明開化の声巷に喧しく、從而封建色濃い商工業者の仲間或は組合と称する制度はこの流れに支

へ切れず、又政府にしても諸外国との不平等条約の改正要求などにつき世論を纏める團体につき先進国に倣つて商業会議所を設立すべしとの論官民期せずして挙り、遂に明治五年東京に営繕所と称するものが設けられたが、明治十一年に至り時の財界の先覚者澁沢栄一氏の提唱で東京商法会議所の設立があり続いて十四年頃までの間に大阪横浜など全国重要都市十数ヶ所に設立を見た、然し之等は法規上何の根拠も無い任意的なものであつた。

明治十四年に至り農商工諮問会規則、同十六年に太政官布達勧業諮問会規則など会議所に関する法律が発布せられてこれに基き運営せられていた。

明治二十二年に帝国憲法の発布と共に法治国として欧米に倣つた国の諸制度が整つたので、資本主義的な産業の振興を促すために明治二十三年には商業会議所条例が公布なり、其後十年を経過した三十四年に商業会議所法の施行となり全国各都市に設立を見るに至つた。

昭和二年に至つて商工会議所法が生れ此の時から商業会議所が商工会議所として発展の一路を辿つたのである。この頃には各都市の商工業界も会議所に対する認識も高く昭和十八年大東亜戦争により解散するまでは、わが国会議所史上最も絢爛多彩な黄金時代であつた。斯うしたわが国の会議所も第二次大戦を契機として総ての経済機構は戦時体勢に切り換へられ従而自由経済時代の会議所は解散を命ぜらるると同時に戦力増強の協力機関として各府県一斉に商工経済会の強制設立を見た。然し昭和二十年終戦と共に商工経済会は解散を命ぜられ、茲に新しい民主的な会議所が再び認められることとなつた。

昭和二十八年には会議所史上劃期的な法律の発布となつて特定商工業者制度という新らしい制度も加へられ特殊法人として基礎も確立し今では全国津々浦々の小都市に至るまで実に四〇〇有余の会議所が生れ地方産業の振興に夫々の特色を発揮して運営せられている

◎創立十周年記念行事終る

奈良県商工会議所は昭和三十一年十月を以て、創立満十周年を迎へたので記念行事を計画するについては、行事実行委員を別記十五名（副会頭、常議員、議員の内から）委嘱しその第一回委員会は七月十一日開会せられた。

行事は滞り無く有意義に終了したのであるが、其の経過を記録に纏めて、将来に遺すこととしたい。

○記念行事の種目

1、物故者慰霊祭
2、功労役員、議員に感謝状贈呈
3、勤続職員の表彰
4、記念式典挙行
5、記念小史編集

○実行委員

杉本甚七、前山誠逸、奥村太平、紺木久兵衛、秋山豊孝、鈴木角一郎、大森久司、下出久治郎、河合利喜蔵、小山栄三郎、近東義則、谷井友三郎、増田彌内、福田楯蔵、杉山嘉一

以上の委員は、七月十一日、七月二十日、九月十四日、十月二十三日の四回開催して行事の種目及其の方法等一切の決定を見た。

◎慰霊祭

法要次第

一、開式の辞（中村專務理事）
一、唄、散華
一、祭主祭文（会頭）
一、読経
一、焼香　祭主、遺族、参列者
一、回向



元議員　徳村岩吉
〃　植村豪太

一、閉式の辞

以上順序に依つて十一月二日午前九時半市庁別館に於て厳かに執り行はれ出仕及参列者は左記の通りであつた。

出仕　導師　東大寺権大僧正　狹川明俊
〃　式僧　東大寺僧侶四人
〃　祭主　会頭　吉川島次
〃　司会　專務理事　中村貞三

参列者

遺族及会議所常議員、常任顧問、監事、行事実行委員等二十数名であつた。

合祀したる物故者は左の十一柱である。

元会頭　松井貞太郎
〃理事　由井幸夫
〃　仲窪久市郎

元議員　井上周夫
〃　鶴田久男
〃　小西徳治郎
〃　安川稼一
〃　中島太兵衛
〃　福村常造

祭文

秋風蕭条として、すだく虫の音も切々たるを想はしむるこの日。

奈良県商工会議所創立十周年の記念式を挙げまするに当り。

茲に故松井会頭初め、物故せられました関係者諸氏の精霊を祭り、香華を典じて慰霊の徽衷を捧げまると共に、謹みて追悼の辞を申上げます。

惟へば昭和二十年冷厳な終戦を迎え、一般国民の虚脱状態と社会的混乱のなかに明け暮れて居りましたが、この難局を打開して経済の再建と民生の安定とを期すべき声は巷に膨湃としてみなぎつて参りました、恰も昭和二十一年の秋、故松井会頭初め、本日御祭り申上げました諸氏は克く時流を達観し、我国経済の再建と、本県産業の興隆とを使命とする民間の機関として、当商工会議所の創立に参劃せられ、或は役員として、又は議員として献身盡瘁せられまして、県内に於ける唯一の商工会議所としての基礎を築かれたのであります。

爾来既に十星霜、県内商工業者の自主的綜合経済團体として嘗々その成果を挙げつゝありますことは、之れ全く、物故せられました、先徳御盡瘁の賜ものでありまして、私共の永遠に銘記して忘れ得ないものであります。

従いましてこの遺業を継承致しまする私共は茲に想を新たにし、今後の奮励、努力を心からお誓い申上げる次第であります。

諸氏とは既に幽明境を異にし、今昔を語るの機会、今はなしと雖も諸氏の霊は永遠に滅せず、本日茲に商工会議所創立十周年を迎え諸氏の御遺族と一堂に会し御在世当時を追想して其の偉業を偲び、不朽の功績を讃えて追慕の念禁じ得ざるものがあります。

希くば先徳の諸霊、当会議所の発展と延いては本県産業の興隆に厚き加護を垂れ給はらんことを、ここに恭しく霊前に額づきて懐香礼拝し以て永えに御冥福を祈つて追慕の念禁じ得ざるものがあります。終りに御遺族皆様方の御多幸を祈願致しまして私の祭詞と致します。

昭和三十一年十一月二日

奈良県商工会議所
会頭　吉川島次

吉川会頭以下役員、会員等約四百名

◎記念式典

日時　昭和三十一年十一月二日午前十一時―十二時半
場所　奈良市庁別館二階大ホール

会場（市庁別館）

式次第

一、開会の辞
一、式辞
一、功労役員議員感謝状贈呈
一、勤続職員表彰
一、来賓祝辞
一、祝電披露
一、閉会の辞
式後小宴

◎会頭の式辞

菊花馥郁として薫る今日の好き日茲に奈良県商工会議所創立十周年記念式を挙行致しました処多数来賓の御臨席を賜り光栄且つ感謝に堪えません。惟うに本会議所は昭和二十一年終戦後経済の虚脱状態と社会的混乱の抜け切らない当時に経済の再建と本県産業の振興を目途として呱々の声を挙げたのであります。当時は單なる民法上の社團法人として設立を許されたのであ

（会頭式辞）

出席　来賓六十三名

りまして而かも一般商工業界の会議所に対する認識も亦極めて浅く運営面は勿論財政に於いても凡て困難な事情にあり其の基礎は誠に脆弱なものでありました。

漸く昭和二十五年に至り單行法律として「商工会議所法」の制定を見ましたがこれとても僅々八ケ条の簡單なものでありまして而かも事業者團体法などの制約により実態に則さない法律に縛られて事業運営上非常な難航を続けて来たのであります。扨て昭和二十八年に至りまして漸く政府並に政界に於きましては、経済の自立を達成するため総合的な経済政策を実施することは、我国刻下の急務であり経済自立達成の根元ともなるべき商工業の改善発達を目的とする商工会議所の使命の重大なるに鑑み商工会議所法の全面的な大改正をなして機構の拡充強化を企図し以て地域的な総合経済團体として、完全なる法制上の確立を見たのでありまして、之れにより愈々本来の性格である特殊法人として新しくその第一歩を踏み出すこととなつたのであります。当会議所に於きましてもこれに應え所定の手続を了しまして主務大臣の認可を受け昭和二十九年四月一日新法に基く会議所として新しく発足致したのでございます。

この間、創立当初の事務局庁舎は県庁裏側の元奈良県農業会所有の木造二階建家屋を借用していたのでありますが、何かにつけて不便不自由が多く心ある者は何時の日にか適当な場所えの進出移転を切望致して居りました時、偶々昭和二十三年二月現所屋が折衝の如何によつては譲受けられることを知り私は当時の二塚会頭の理事会に提案いたしたのであります。幸い万場一致を以て買収交渉を不肖私に一任下されましたので、早速交渉に入り同月二十八日売買契約を結び爾来之が資金の醵出に、改造改築工事に役員の皆様に只管なる熱と力の結集によりまして翌年十一月三日工事の竣工を見こゝに移転、面目一新して現在に到ったのであります。

これのみならず役員の皆様には本所運営の上に於いても今日迄克く不断の御支援御協力を賜りました御蔭により一般商工業者各位の会議所に対する認識は次第に高まり新発足当時五百余名に過ぎなかつた会員が僅々二ケ年余りの現在一千名になん〳〵とし之れに加ふるに登録特定商工業者千数百名を擁し漸く基礎も固まり近畿各府県四十数ケ所の会議所中其規模に於きましても十指を下らぬ範囲内に位していることになつて居ります。

然し翻つて現在の経済界を考察致しますとき輸出産業の伸長を主軸とする好況は予想致されますものゝ本県の如き企業の殆んどが中小企業で占められて居ります関係上、大企業との関係問題、労使の問題過剰生産競争の問題金融税務の問題等経営上幾多の難関が目前に横たはつていることは否定できない事実であります。従いまして商工業界の「スポークマンで」あり「サービスセンター」である当会議所としての使命は極めて重且つ大なるを覚えるのであります。このとき茲に既往を回顧しこの変転極りない時代の要望に應へんと致しますことは誠に意義深く一層其の責任の重大さを痛感する次第であります。

尚この式典に当り多年本所運営に御盡瘁願いました役員諸氏の御功績を讃え感謝の意を表しますと共に永年専ら其職に従事された優良職員の表彰をも併せ行いまして今日の佳き日を壽ぎたいと存じます。

次に此際御報告申上げたいのでございますが、創立当時より本日まで当所の運営に多大の御盡瘁を賜りました故松井会頭初め物故せられました役員十一柱に対しましては本日早朝より別室に於きまして慰霊の祭典を執り行いましたことを御報告申上げます。

終りに臨み会員の皆様がおの〳〵経営せられまする事業の益々御繁栄御発展あらんことを新念し併せて皆様の代表機関代弁機関としての会議所の運営につき更に一段の御鞭撻と御協力とを切に御願申上げます。我々は亦我々に負荷されました責務の完遂に最善の努力ををしまない所存でございます。

以上をもちまして甚だ簡單でありますが私の式辞と致します。

昭和三十一年十一月二日

奈良県商工会議所
会頭 吉川島次

◎記念式典、感謝状贈呈者

○元 会頭
二塚栖吉
越智岩太郎

○元副会頭
吉田庄逸
辻内近三
飯尾富雄
西垣愛太郎

○創立以来の勤続役員
杉本甚七
河合利喜蔵
小山恭二

○功労のあつた役員
大森久司
奥村正信

○勤続議員(十ケ年連続)(五十音順)
秋山豊孝
今西清兵衛
植田喜太郎
川井徳蔵
下出久治郎
廣田義雄
福田楢蔵
福山幾蔵
増田澗内
吉川善之助

被表彰者
○職員(十ケ年勤続)
参事 和井田恒道
主事 吉崎彦徳

○傭人(十ケ年勤続)
使丁 西川スエノ

祝辞

本日、奈良県商工会議所創立十周年記念式が開催されるに当り、いささか御祝のことばを申し述べる機会をもち得ましたことは誠に喜びに堪えません。

貴会議所は昭和二十一年十月の創立にかかり、以来十年、幾多の経済界の変遷をきりぬけ、わが国商工業の発展に寄與せられた、その功績は極めて大きく、その間貴会議所を今日あらしめた役員、議員、会員各位並びに事務局員、関係者各位に対し深甚の敬意を表する次第であります。

わが国の経済は、昨年以来輸出の好調により、国内の生産は上昇しまた農産物の豊作等国民所得の増加は消費需要の増大を伴い、いわゆる数量景気を現出し、戰後最良の年を迎えたのでありますが、いまだわが国の経済の脆弱性を内包し、また多くの問題を将来に残しているのでありまして、財政、金融、産業および企業経営等の健全化を推進すると共に中小企業振興をはかり、以てわが国経済の均衡拡大発展をはかることが緊要であります。

しかして、わが国経済の発展の基礎は各地経済の振興をはかることが必要でありますが、貴地は、交通の要地にあたり、早くより文化の中心地として発達し来り、その間経済的、自然的に起つたもろもろの困難な条件を克服せられ、今日の大奈良市たらしめた原動力こそ、貴会議所は勿論のこと官民一体となつて適切な施策、活動によるものでありまして、邦家のため誠に慶賀に堪えない次第であります。

本日の意義ある創立十周年記念を機会に貴会議所におかれましては、業界の輿論を結集し、経済発展のため、さらに御努力を傾注せられ、以て商工業界の興望に應えられんことを切に願つて止みません。

甚だ簡單でありますが、以上をもつて祝辞といたします。

昭和三十一年十一月二日

日本商工会議所
会頭 藤山愛一郎
(中村運営部長代読)

祝辞

本日こゝに奈良県商工会議所創立十周年記念式典を盛大に挙行せられるに当り、近畿商工会議所連合会を代表して親しくお祝を申述べる機会を得ましたことは私の最も喜びとするところであります。

いまさら申上げるまでもなく奈良は日本民族文化発祥の地として著名でありますが同時にわが国商業薈觜

祝辞

本日ここに奈良県商工会議所が創立十周年記念式典を挙行されるに当り一言御祝辞を申し上げます。

申すまでもなく当地はかつての王城の地として歴史の香も豊に観光日本の一大中心地となつているばかりでなく山国にもかかわらず特殊な産業が発達し蚊帳、メリヤス、靴下、プラスチック製品、木材製品、筆墨等の生産はわが国においても重要な地位をしめております。

そしてこれらの郷土産業がその立地上の不利を克服して独自の立場を築いておりますことは、傳統もあることながら当商工会議所の適切な指導と活動によるところ極めて大きいものがあると信じ今日までの関係者の御盡力に対し深く敬意を表する次第であります。

近代工場の過度の都市集中を排除し地方への展開をはかるとともに、長い傳統に立つ郷土産業を育成することはわが国産業の適正配置のためにも欠くべからざることであるのみならずさらには又郷土産業としての郷土産業の重要性が再認識されつつある現在多くの特産品をもつ奈良県下の産業を発達させることはひとり奈良県のためのみならず、わが国経済の正常なる発達に直接寄與するものであると思つております。

思いをここにいたしますとき当商工会議所にかせられた使命はまことに深いものがあります。この時に当り当商工会議所が創立十周年の記念式典をあげられ、來し方を祝福するとともに將來への決意を新たにされますことはまことに時機にかなつたものであり、慶賀にたえない次第であります。当商工会議所も現在までのかがやかしい業績を土台としてさらに今後とも奈良県商工業の振興とびいてはわが国産業の発展に盡力されんことを心から祈つてやみません。

簡単でありますがこれをもつて私の祝辞といたします。

昭和三十一年十一月二日

大阪通商産業局長

吉岡千代三

（宮本商工部長代読）

◎奈良県知事　奥田良三氏

（口頭）

◎參議院議員　木村篤太郎氏

（口頭）

本日茲に日出度い奈良県商工会議所創立十周年記念の式典を挙行されるに当り県議会を代表して一言御祝の詞を申述ふる機会を得ましたことは私の最も欣快とするところであります。

御承知の如く我国の商工会議所は古く明治時代に始まり商工業者が相寄つて意見を交換し與論を結集して商工業の進歩発展を図り業者の共同利益を增進すると共に経済界の繁栄を通じて社会公共の福祉增進に貢献する目的を以つて明治三十四年商業会議所法に改正整備され爾來商工会議所として我国産業経済界に多大の貢献をされて参りましたが大東亜戰争の勃発に伴い国内経済機構は国策遂行上戰時体勢に切り換えられ即ち昭和十八年商工経済会の强制設立に依り商工会議所は解散の止むなき状態に立ち到つたのであります。然しながら昭和二十年終戰と共に商工経済会は解散を命ぜられ翌二十一年十月戰後新しく生れました民主々義の理念に立脚した新しい構想の下に全県下を地域とする社團法人奈良県商工会議所が誕生し今日迄十年間県下商工業界の世論を結集し経済界の安定と業界の振興をめざして変轉極りない戰後の経済態勢に即應して能く本県商工業の発展に盡された功績は誠に偉大なるものがあります。

県議会と致しましても中小企業の振興対策につきましては多大の関心を有し常に理事者を督励していろ〳〵努力は致して居りますがその要望に十分答えることのできないことを遺憾に存じて居る次第であります。

今や我国は独立国家として国際社会に復帰し新生日本の発足もその緒につき経済界の安定も年と共に向上しつゝあると謂はれますが世界経済の動きは日一日と競爭激化の傾向を辿り我国経済界に於きましても今後生産技術経営等各面について一大改善の要すべき重大な段階に立つて居るとき本県の如き中小企業県と致しましては其の経営の安定と企業の振興を図りますことは容易ならざる所でありますが幸い今日迄本会々頭を初め役職員世びに会員諸士の團結と適切な運営に依り本県産業の振興に精々とその成果を挙げられましたことは洵に感謝に堪えない次第であります。

日ソ交渉も一段階を終え將來益々経済界の多事多難を加えます折柄どうか各位に於かれましては本県産業経済の進展の爲更に一段の御精進あらんことを切望致しますと共に本日功労役職員として表彰されました各位の御努力と栄誉に対しまして衷心より敬意と祝意を表し御祝の詞と致します。

昭和三十一年十一月二日

奈良県議会副議長

芳川郁三

○奈良県知事奥田良三氏及奈良市長高椋正次氏の御祝辞は口頭を以て頂く。

祝電　通商産業大臣

キカイギシヨソウリツ一〇シウネンキネンシキテンノゴセイカイヲシユクシコンゴノゴハツテンヲイノルツウセウサンギヨダイジン　イシバシタンザン

祝電　日本経済新聞社

ゴセイテンヲオイワイモウシアゲマス

ニホンケイザイシンブンシヤ

◎式後の小宴

式典終了直に同所に於て折詰瓶酒にて元林院檢審芸妓の手踊と酒間の歓旋あり和やかな内に終了する。

○芸妓手踊プログラム

一、新曲浦島

二、外記猿

三、奈良ばやし

◎記念小史

奈良県商工会議所創立当時の趣意書、会議所略史、会議所の起源、我国会議所の沿革、奈良県商工会議所十箇年間の主な事蹟、現在の役員、議員等を集録したる小册子を刊行して関係者に配付した。

××××××

ク、二六　青色申告会、役員会、午後一時三階ホール
ク、二四　観光地帯懇談会、午後一時、於京都商
ク、二三　井部会長、大橋、坂田両副部会長出席
ク、二二　工会議所、中村事務、和井田参事、谷
ク、二一　観光地帯懇談会、午後一時、於京都商
ク、二〇　観光地帯誘導協議会、午後一時、於倶
ク、一九　県内貨物運動隣業図案入賞者受賞式午
ク、一八　商業小賞分科会、午後三時、於倶楽部
ク、一七　奈良県工場設置奨励協議会、午後一時
ク、一六　於倶楽部室
ク、一五　全国商工会議所事務局員会議、所仙台
ク、一四　市、中村事務理事出席
ク、一三　近畿商工会議所連合会業務諮問会議
ク、一二　於倶楽部室
ク、一一　県内貨物運動隣業図案入賞者受賞式午
ク、一〇　商業小賞分科会、午後三時、於倶楽部
ク、九　奈良県工場設置奨励協議会、午後一時
ク、八　於倶楽部室
ク、七　近畿商工会議所連合会業務諮問会議
ク、六　全国商工会議所事務局員会議、所仙台
ク、五　市、中村事務理事出席
ク、四　県内貨物運動隣業図案入賞者受賞式午
ク、三　商業小賞分科会、午後三時、於倶楽部
ク、二　全国商店サービスコンクール打合会、午
八、　前九時、於商工観光館、和井田参事出
ク、三〇　奈良県商店サービスコンクール審査の
ク、二九　ため県下各地へ
ク、二八　商店コンクール審査のため県下各地へ
ク、二七　（天理、磯城、磯城、高田、五条、生駒へ）
ク、二六　商業第一部会工場見学会、校方変電所
ク、二五　及扶田市朝日ビル会社、中村事務、
ク、二四　和井田参事、廣岡副主事、服部書記
ク、二三　全国商店サービスコンクール打合会、午
ク、二二　前九時、於商工観光館、和井田参事出
ク、二一　於大阪商工会議所、中村事務出席
ク、二〇　近畿商工会議所連合会議所、運合事務局
ク、一九　会議、
ク、一八　県内貨物運動隣業図案審査会、午前十
ク、一七　時、於二階ホール
ク、一五　本年度県内貨物運動打合会、於二階ラ
ク、一五　ウ室
七、五　第三回繊維工業組合通常総会、午後二時
七、五　三〇、於三階大ホール
七、一五　生産性向上講演会、午後二時三階大ホー
七、一五　ル、講師技術庁調査官及局長三輪大作
ク、一七　氏
ク、一八　農業立地条件調査打合会、午前十時
ク、一八　於県農業試験場、和井田参事出席
ク、一九　下請代金支払遅延防止法説明会、午後一
ク、一九　時、於倶楽部室
ク、二〇　商工会議所、廣岡副主事出席
ク、二〇　時於大阪商工会議所、廣岡副主事出席
ク、二一　正倉院千二百年祭記念式典奉列
ク、二一　花摘見本市懇談会に吉川会頭、斎藤参
ク、二一　事出席、於菊水
ク、二二　和洋織物(株)
ク、二二　九小賞分科会、午後二時、於ラヂオ室
ク、二二　大阪
ク、二三　チェンストア回巡について
ク、二三　花摘見本市表彰式に吉川会頭、斎藤参
ク、二四　列
ク、二四　第二十七回全国珠算競技大会に
ク、二四　奈良少年刑務所第三回珠算競技大会に
ク、二五　参加者九三九名合格者三八三名
ク、二五　午前九時より
ク、二六　第三回珠算振興懇談会、午後七時三階
ク、二六　ホール
ク、二六　電話協会総会、午後三時、於菊水京屋
ク、二六　参事出席
ク、二七　奈良市商店街連盟総会、午後一時春日荘
ク、二七　奈良県商店サービスコンクール慶祝会
ク、二八　第三回計算技能大会、午後一時三階
ク、二八　和井田参事出席
ク、二八　第三回計算技能大会、午後一時三階
ク、二八　ホール講師島津治氏
ク、二八　第十三回児童、生徒、教職員発明工夫
ク、二八　展打合会、午後一時、於商工観光館
ク、二八　和井田参事出席
ク、二八　正副会頭会議、午後一時、於役員室
ク、二八　消費者の声をきく会、午後一時、於倶
ク、二八　部室
ク、二八　第十八回労使懇談会、午後一時、於倶
ク、二八　楽部室
ク、二八　工業標準化推奨懇談会、午後一時、於
ク、二八　三階小ホール
ク、一〇　労働安全大会、午後二時、於商工
ク、一〇　観光協会、午後二時、於奈良公園
ク、一〇　第六回県下球算競技大会、午前九時、
ク、一〇　十分、於市庁別館
ク、一〇　参加者三〇〇名
ク、一一　近畿商工会議所連合会業務諮問会議
ク、一一　ク
ク、一一　ク
ク、一一　ク

展表彰式　午後一時　商工観光館　和井田参事出席　ク、三六

ク、ク　サービス、コンクール中央表彰者推薦　ク、二七

商店審査決定会、午前十時　於倶楽部室　分　瓢鳩町役場会議室　廣岡副主事出席

ク、ク　商業スライド巡回映写、午後七時　於僧飯殿町会所　中村事務、木戸廣岡副主事出席　一一、一

ク、一二　エッカフエー接待打合会、午後一時、於商工観光館、中村事務理事出席　ク、二

一〇、一二　商業スライド巡回映写、午後二時　於高取町商業会、廣岡副主事出席

ク、一八　正、副会頭会議、午後二時　於倶楽部室

ク、ク　給與実態調査表発送

ク、一九　商店女子従業員座談会、午後一時　於倶楽部室　ク、六

ク、二二　近商連常任理事会、於京都商工会議所中村事務出席　ク　七

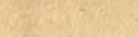
ク、二三　十周年記念委員会、午後二時　於役員会　ク、八

ク、二三　繊維商業技術講習会、午後四時　於高田工業試験場　受講者五〇名　吉川会頭、和井田参事、木戸副主事　ク、一〇

ク、二四　製薬協同組合表彰式、於橿原市　京極参事出席

ク、ク　商工相談所員講習会、於大阪府立教育会館　吉崎主事出席

ク、ク　繊維部会、午後四時　於倶楽部室



会員の声

⊙会議所は斯うして利用する

会議所利用の一例

会議所に入会はしているものゝどの様に利用してよいか分らなかつたというのが今迄の実情、又実際に特典といつた様な利用價値があると思つてはいなかつた先月新販路拡張のため地方に得意先を求めたいと思いどの様な方法で調査し又出張すればよいか腐心していた。偶々商工会議所へ行きその話をしたところ、会議所の紹介状を持つて出張先の会議所へ行き、そこから業者を紹介して貰つたらとの話があり、余り期待はしなかつたが無いよりはましだろうという程度の考で、会議所備付けの日本各地の商工名鑑、商工業者名簿で業者と会議所の所在地とをメモして出張した。茨城、栃木、群馬の各会議所を訪問して紹介状を呈示してそれぞれの業者の紹介を受けたが、これ程有意義に感じたことはなかつた期待していなかつたゞけに、この歓待懇切丁寧な土地の情況、各店舗の規模、信用状況の教示は感謝の外はない。まして会議所会員であることを告げると信用もされ肩身の廣い思いであり、取引も予期以上の成果を上げることができた。思うに会議所会員となつて会議所より利益を受ける受けないは利用如何によることを痛感し、今迄の考えを変えざるを得なくなつた。先ず気軽に会議所を訪れることである。そして色々話合つているうちに利用すべき事項が生じてくるのである。

敢えて商取引の問題だけではないことを私の体験より会員各位にお知らせする次第である。

（一会員）

商工会議所の会員になれば どんな特典があるか

会議所の会員になると次のような特典があります

一、**商工会議所**は商工業者の自主的な集りであります。そしてその地区における唯一の綜合的経済團体として諸種の研究分析に基いて商工業の発展振興を図り社会一般の福祉を増進するため、公正中立な立場から其の利益と繁栄のため、廣汎な活動を行つて居るのであります。

商工業者の発展的な意見、進歩的な施策は**商工会議所**において結集され、発展して行くのが常であります。

一、**商工会議所**は権威と信用のある民間の**代表機関**であり数ある経済團体のうちでも最も地歩の高い特殊法人ですからその会員であるということはその地方その業界を背負つて起つ優秀有力者であるという誇りを廣く社会から認められます。

一、国や地方の商工政策について自分の意見が**会議所**を通じて自由に発表できるし、それを採用させる機会が與えられています。

一、**会講所発行の機関紙**「**会報**」及商工案内等の刊行物の無料配布が受けられます。

一、商品の販賣、仕入及原材料の入手斡旋、商取引の照会調査及紹介状、各種証明書等特別の依頼申込が出來ます。

一、**税金、特許、店舗設計、工場商店の経理会計商工**関係の法律などについて**無料相談**がうけられます。

一、各種の**說明会、経済指導講演会、商工技術講習会、懇談会等**に出席し、又は**展示会、展覽会、見本市**などに優先出品が出來或いは即賣を依頼することが出來ます。

一、**原産地證明**をはじめ**貿易**に関する一切の証明は必ず**商工会議所**で受けねばなりません。

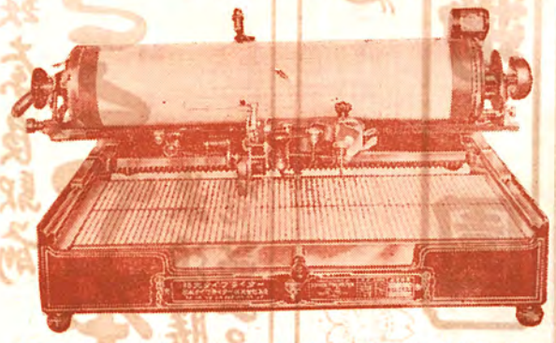
一、**会議所会員**は全国四百の**商工会議所**のどこへ行つても同様の利便が與えられます。

一、**会議所のホール、会議室**その他各種の施設が優先的に利用できます。

一、**会員が納入する会議所の会費**は個人でも法人でも税務上の必要経費として落せます。

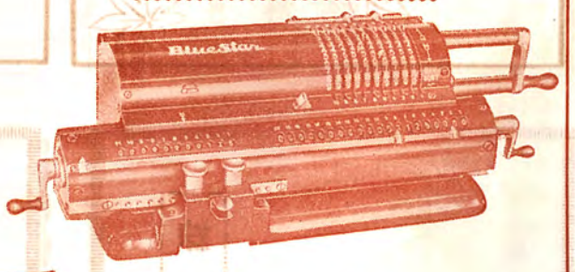
未だ会議所に入会されておられない商工業者はこの際進んで**吾等の会議所**に入会の上共通の目的のためにその力を結集して頂きたいと存じます。

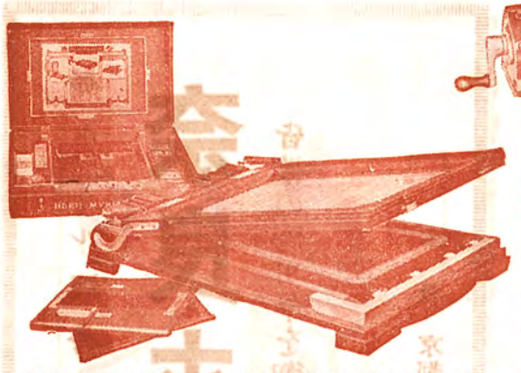
日本タイプライター
—最新 AL 5 型萬能機



和文タイプライターを代表する最新型の優秀機で弊社40年の経驗と技術が本機に集中されて素晴しい性能を発揮します。疲労がすくなく軽快な操作が出來るよう14の大改良が施されました。

ブルースター計算器





規　格

機能　10×11×20桁
大さ　122（高さ）×380（長さ）×143（奥行）㎜
重さ　8.5 kg
パッキングケース寸法　175（高さ）×490（長さ）×245（奥行）㎜

運乗計算の多い御使用先に最適な手動式としてあらゆる御要望に應える国産計算器の最高級品です
20.T ¥35,000　20.D ¥30,000　13.S ¥22,000

三元式堀井謄寫版

本機の特長は印刷位置の任意の調節と原紙枠の仰起を自動・半自動・手動の三樣式に変換し、印刷用紙を完全に挟持することが出來る三点にあります。

各種印刷とはかりの製造所
奈良県官報販賣所
奈良明新社
奈良市橋本町　電話 2246・6236・6237・6238



北辰電機製作所奈良工場
奈良市南京終町（電代表6301）
本社東京都大田区下丸子電浦(03)2241(代)
大阪・奈良・呉・門司・名古屋・富山

株式会社

◇編……集……後……記◇

あかしやの葉が黄ばんで來たと思つている間に、初霜があり、柿の木の枯葉が風も無いのに一枚づゝ落て行く、梢に殘した柿の実が淋しそうに一つ二つぶらさがつている、物淋しい秋、この秋を毎年繰返して当会議所も生れて十回目の秋を迎えました、さて十年の一段階を經た会議所も、これを契期として更に次の目標に向つて邁進せなくてはなりません。

本誌の秋季号も十周年記念行事のため遅れまして申訳ありません、いろ〳〵な行事もすみましたので記念特集号として発刊致しました。

本号には小山県商工課長殿を初めオリエント膠工業KK浦上部長さんの卓見、文筆の豊かな関さんの昔懐かしい食べものの話、十周年記念誌に相應しい奈良交通鈴木社長さんの「この十年」武田短大学長先生の「温故知新」など、御寄稿願いまして誌上を飾らせて頂きました、又特集記事も会議所を知つて頂くのに必要なものと存じます、秋の夜長、電車の中など折にふれて御愛読賜はらば編集子の光栄之に過るものありません。（K生）

昭和三十一年十二月一日印刷
昭和三十一年十二月一日発行

編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市橋本町三六　乾太郎
印刷所　奈良市東向中町六　奈良明新社
発行所　奈良市東向中町六　奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五

定價一部　五十円（送料共）

特産
奈良漬は
近鉄奈良駅前
きくや本店
米浪勝之助
電話二〇六四番

銘酒
菊園
大和名宗
醸造元 奈良酒造株式會社
電話 二〇六四番

都ホテル經營
奈良ホテル
皆様の御用命を御待申上げます
奈良市高畑町
電話四一〇一―三
本社 京都ミヤコホテル、東山三條

綜合印刷
共同印刷工業株式会社
社長 近東弘七
本社 奈良市西寺林町
電奈良六五〇一～三番
大阪工場 大阪市南区竹屋町
電(27)七九五一～二番

トラックの御用命
お荷物の運送は 通 へ
サービスは我社のモットー
通
奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）
日本通運株式会社奈良支店
支店長 久松定秋
電話奈良 自四七六一一番 至四七六五番（代表）

石油輸入販賣
SI
出光興産株式会社奈良出張所
事務所 奈良市三条町三二〇番地
電話奈良五四七七―八
本社 東京都中央区銀座東四丁目

奈良県磯城郡櫻井町戒重
西垣林業株式会社
取締役社長 西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話櫻井 五五五番 五五六番 五五七番
社長宅及夜間用 五五八番

名古屋営業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番



外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式会社

本社　奈良市杉ヶ町三〇（国道筋）
電話　奈良自四九〇一番
至四九〇三番

高田出張所　大和高田市大道二丁目
電話　高田二七九七番

蚊帳、繃帯、ガーゼ
其他薄織物一般
製造輸出

吉川産業株式会社

本社　大阪市東区北久太郎町一ノ一八
電話　船場一三八七番
木〇三一四番

工場　奈良市肘塚町一三八番地
電話　奈良三七〇一～三番

ニッサン　ダットサン

益々好評の新型車
最新の設計・近代的外観美
ニッサン・ダットサン・オースチン
純正部品・用品

新奈良日産自動車販賣株式会社

專務取締役　松平八郎

奈良市油阪町六十五番地
電話　奈良自四六九一番
至四六九三番

綜合建設業

株式会社　奥村組

取締役社長　奥村太平

本店　奈良県北葛城郡香芝町逢坂
電話　下田三六

営業所　大阪市阿倍野区松崎町一の五一
電話天王寺㈦三三七③一五〇〇

奈良出張所　奈良市春日野町四
電話　奈良三七四五

支店　東京、廣島、高松、八幡
出張所　名古屋、四日市、西宮、光、松山、福岡、外